

## South China - Asia Business Report

Vol. 65  
September  
2017

## 華南・アジア ビジネスリポート

## CONTENTS

## Topics

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題 ..... | 3 |
| 加速する産業移転の現状と課題 .....          | 7 |
| ～珠江デルタから広東省東西北部へ～             |   |

## Regional Business

## Vietnam

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ベトナムにおけるインボイス制度の概要 ..... | 10 |
|--------------------------|----|

## Thailand

|                     |    |
|---------------------|----|
| タイ国移転価格税制について ..... | 14 |
|---------------------|----|

## India インドビジネス最新情報 [26]

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| インド物品・サービス税～供給が行われた場所 ..... | 19 |
|-----------------------------|----|

## China

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向 ..... | 26 |
|--------------------------------|----|

## China 解説・中国ビジネス法務 [27]

|                      |    |
|----------------------|----|
| 改正「外商投資産業指導目録」 ..... | 31 |
|----------------------|----|

## Hong Kong

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き ..... | 36 |
|--------------------------------|----|

## Hong Kong

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 外国子会社合算税制改正の概要と<br>在香港日系企業への影響 ..... | 40 |
|--------------------------------------|----|

## Macro Economy

|                     |    |
|---------------------|----|
| アジア経済情報：マレーシア ..... | 45 |
|---------------------|----|

## Briefs

## Topics

**電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題**

世界最大の電子商取引(EC)市場となった中国では、政府による EC 特区の設置や物流・金融決済などのインフラ整備が進み、アリババをはじめとする巨大 EC 企業が台頭している。

日本企業にとっても、店舗展開が不要で中国全土の市場開拓が可能な EC は、中国市場の開拓に向け有力な選択肢の一つとなり得る。ここでは、みずほ総合研究所が 2016 年、中国商務部国際貿易経済合作研究院に委託した「電子商取引が中国経済にもたらす商機と課題」に関する調査結果をもとに、中国における EC 市場全体の動向や、中国と海外を結ぶクロスボーダーEC の将来性について考察する。

**加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部へ～**

改革・開放政策の旗手として国の経済成長を支えてきた「世界の工場」、広東省の珠江デルタでは、国家主導の産業構造改革政策や都市化の進展、優遇措置の減少や賃金高騰に伴う製造業企業の ASEAN への移転の動きなどにより、ここ 10 年ほどの間に高付加価値・ハイテク産業やサービス産業を主とした内需型経済都市への転換を果たしている。一方、従来の輸出加工型企业については、チャイナプラスワンとは別に、珠江デルタの外縁部にあたる、広東省東西北部地域への移転が進みつつある。

「新常态」の下でひそかに進む、珠江デルタにおける産業移転の動きを追いつつ、その受け皿となる広東省東西北部地域の現状と日系企業の動向を紹介する。

## Regional Business

**[Vietnam] ベトナムにおけるインボイス制度の概要**

ベトナムではインボイスは「請求書」の意味を超える法律上および実務上の証票であり、日常生活に密着している。当地で付加価値税(VAT)を申告、納税する際にはこのインボイスが不可欠であり、帳簿方式を採用する日本の消費税と大きく異なる点である。ここでは、インボイス制度の背景や、ベトナムで使われるインボイスの種類、作成・入手方法、記載内容および要件、さらには税務・会計上の留意点について概説する。

**[Thailand] タイ国新移転価格税制について**

タイでは現在、移転価格税制と言えるような規定は公布されておらず、唯一 2002 年に発行された通達のみがあるという状態で、ASEAN の中でも移転価格税

制が注目されることが少ない国である。他方、国際的な租税回避阻止に向けた BEPS 行動計画に基づき移転価格税制を制度化する世界的な潮流を受け、17 年 6 月、タイ歳入局のウェブサイトで、関連者間の利益の移転に関する歳入法への条文の追加(移転価格税制)について、ドラフトの公表とパブリックコメントの募集が行われた。ここではその内容と、昨今の移転価格税制に関する動きについて解説する。

**[India] インドビジネス最新情報[26] インド物品・サービス税～供給が行われた場所**

インドでは 2017 年7月1日から、物品・サービス税(GST)が導入され、多くの間接税が GST に統合された。インドの GST は、日本の消費税とは異なり、取引の請求書に基づき課税、納税を行う。対象取引において物品またはサービスの供給が行われた場所により同一州内の取引に該当するのか、州を越えた取引と

なるのかの区別が行われるため、サービスの供給が行われた場所を識別することが重要となる。ここでは GST において、物品・サービスの供給が行われた場所に関する検討方法について、事例を挙げながら物品取引とサービス取引に分類して説明する。

### [China] 中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向

中国における税関調査の中で昨今、ロイヤルティーと関連取引の申告価格(税関分野での「移転価格」)に関連する調査が増えている。ロイヤルティーとは、特許権、商標権、技術ノウハウ、著作権、ディストリビューション権、販売権の許諾あるいは譲渡に係る費用を指す。ここでは実務上、指摘されることが多いケースとして、技術に関するロイヤルティーを例に、契約書作成時の留意点やロイヤルティーの計算方法、輸入通関申告書の記入、自己調査のメリットなどについて説明する。

### [China] 解説・中国ビジネス法務 [27] 改正「外商投資産業指導目録」

中国の外商投資誘致にかかる基本方針および政策をまとめた「外商投資産業指導目録」が改正され、2017 年7月 28 日から施行された。従来採用していた商務部門による「審査認可制」から「届出制」への変更のほか、従来の制限類および禁止類を統合させた外商投資参入特別管理措置(＝ネガティブリスト)の更新などが行われている。ここでは改正により規制が緩和された項目や、奨励類目録とネガティブリスト(制限類)にて重複する項目、新たに禁止類に追加された項目について解説する。

### [Hong Kong] 香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き

香港証券取引所が6月 16 日、現在運営している取引市場であるメインボードと、新興企業向け市場 GEM(Growth Enterprise Market)に加えて、新たな取引市場となるニューボードの創設を提案するコンセプト

ペーパーを公表した。世界有数の IPO 市場である半面、国際的な企業の割合が小さいことや、バイオテクノロジー、ヘルスケアテクノロジー、IT サービスなど新規産業分野の企業の割合が小さいことが問題点として認識される中、投資家により多様な投資機会を与えることが目的とされる。ただし、ニューボードには、現在は認められていない加重投票権が付された議決権種類株式を発行している会社の上場を認めるなど、実現した場合に市場へ及ぼす影響も大きいと予想される。提案されているニューボードの概要について紹介する。

### [Hong Kong] 外国子会社合算税制改正の概要と在港日系企業への影響

日本の平成 29 年度税制改正において、外国子会社合算税制の適用判定プロセスなどにかかる改正が行われ、外国関係会社の 18 年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることになった。今般改正では、実質支配基準や事実上のキャッシュボックス規制の導入、適用除外基準の名称変更と一部要件、また資産性所得の名称変更と対象範囲の見直しなど、多岐にわたる改正が含まれている。香港では多くの日系企業が何らかのファイナンス機能を持っており、改正の概要を正確に理解し、日本本社側で不測の課税が発生するリスクを回避することが不可欠であろう。

## Macro Economy

### アジア経済情報：マレーシア

マレーシアの 17 年1Q の実質GDP成長率は、前期比年率+7.5%と前期の同+5.1%から上昇した。1Q の高成長の反動で2Q の成長率はいったん減速することが予想されるが、輸出の回復や個人消費の伸びにより、17 年後半の景気は持ち直すだろう。18 年は、世界経済の回復が続くなかで、輸出が引き続き拡大、これを起点に民需も増加基調が続くとみている。実質GDP成長率は、17 年、18 年とも+5.0%と予測する。



# 電子商取引が中国経済にもたらす 新たな商機と課題

みずほ総合研究所アジア調査部  
上席主任研究員 酒向 浩二

中国では電子商取引(EC)市場が急拡大し、世界最大の EC 市場となっている。中国政府も EC 市場の拡大を後押ししており、EC 特区の設置をはじめ、EC を支える物流網や金融決済システムなどのインフラ整備を進め、アリババに代表される巨大 EC 企業も台頭している。

日本企業が中国市場を開拓するにあたっては、店舗展開が不要かつ中国全土の市場開拓が可能な EC は有力な選択肢の一つとなり得る。そこで本稿では、みずほ総合研究所が 2016 年、中国商務部国際貿易経済合作研究院(以下、商務部研究院)に委託した「電子商取引が中国経済にもたらす商機と課題」に関する調査結果をもとに、中国における EC 市場全体の動向や、越境 EC の将来性について考察する。

## 1. 中国における EC の現状

中国の EC 市場は既に、米国を抜いて世界最大規模になっている(図表1)。商務部研究院は中国

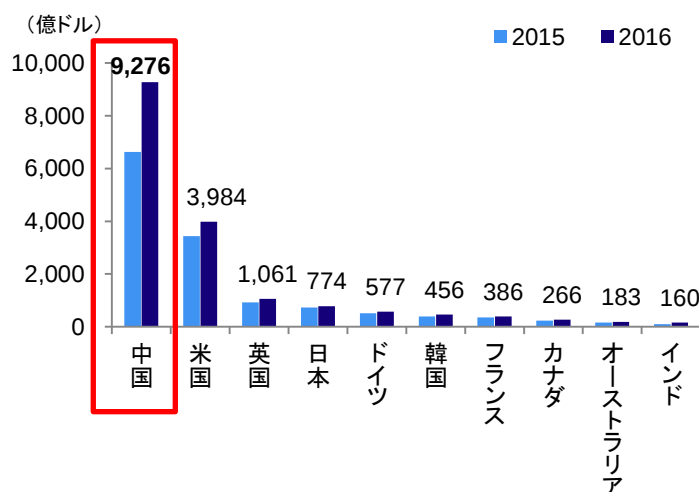
の EC 市場が世界最大になった理由として、製造業での生産過剰解消に向け需要喚起の必要性が高まったこと、店舗網の発展を阻む広大な国土と農村の所得向上、デジタルネイティブ世代の台頭、通

信・物流インフラ整備の充実、大型 EC 企業の台頭、政府のリーダーシップ——の6つを挙げており、これら諸要因が重なって、中国の EC 市場を世界一へ押し上げたと考えられる。

## 2. EC が構造問題解消への有効手段に

中国における EC 発展において特徴的なのは、国内経済の構造的な問題と政府主導による強力な政策的後押しがあったことであろう。中国ではかねて、製造業の生産能力過剰が問題となっている。一方で、国土の広大な中国では、地方・農村

【図表1】主要国の EC(B to C)市場規模(2016 年上位 10 カ国)



(資料)経済産業省「平成 28 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備」(EC に関する市場調査)

部で小売業の店舗展開・チャネル展開が遅れていることが、潜在消費を顕在化させるうえでの足かせとなっていた。この制約を取り除く有効手段として中国政府が注目したのがECであり、スマートフォンの普及も追い風となって、2010年代に入って爆発的なスピードで伸長した。中国は、構造問題解消のために国家を挙げてECを支援してきたといえる。

EC促進に向けた具体的な政策としては、第12次五カ年計画期(2011～15年)のインターネット+ (プラス)政策がある。特にインターネット+流通業の振興を通じて潜在消費を顕在化することに主眼が置かれたことでEC市場は伸長し、当該政策は成

功を収めた。続く第13次五カ年計画(2016～20年)では、IoT、シェアリングエコノミー、ビッグデータ活用など、先進国も直面するグローバルな課題といえる事項の解決が政策目標となっており、デジタルチャイナを目指すとしている。当該分野では、その市場規模がもたらす競争原理やデータ蓄積量などから、中国発のイノベーションが、先進国を先行・凌駕するケースも想定する必要があるようだ。

### 3. EC発展のボトルネックは解消済み

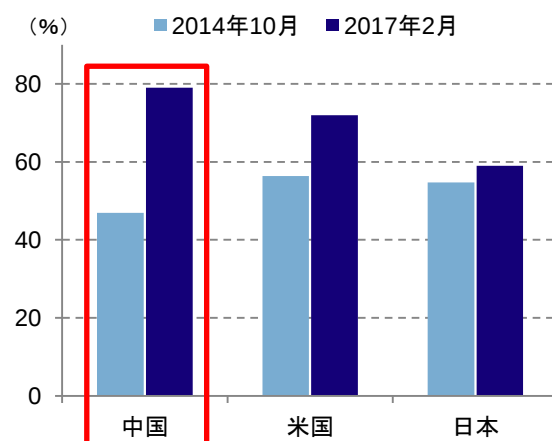
さて、ECの効率的な利用においてボトルネックとなるのが、物流網と金融決済システムの整備である。物流インフラが未整備では自宅まで製品を円滑に届けることができず、金融決済インフラが未整備では代金回収が円滑に進まない。

この点、中国の物流インフラに関しては、既に全土に高速道路網が張り巡らされており、ECの飛躍を支える基礎になったといえる。中国政府の積極的なインフラ整備が、EC推進の上で奏功した形である。

金融決済に関しては、スマートフォンの普及が追い風となった。中国ではスマートフォンユーザーの急増(図表2)を受けて事業者がネット決済に迅速に対応したこともあり、電子決済が急速に進展しており、それがECのもう一つのボトルネックを解消する結果につながっていると考えられる。

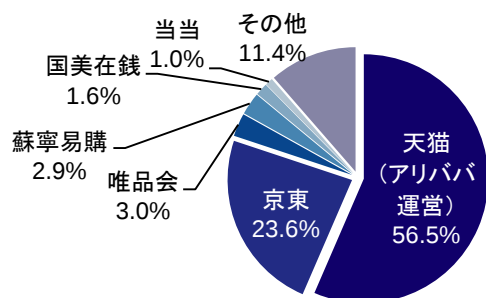
このほか、中国のEC市場(B to C)の特徴として、アリババと京東の2社でEC販売シェアの約8割を握り(図表3)、この2社が中国EC市場のけん引役となって、積極的な地方進出も行っていることがある。一方で、昨今はデリバリーや家事代行、不動産仲介などの新サービスを提供するベンチャー型EC

【図表2】スマートフォン使用率(日米中)



(資料)アウンコンサルティング株式会社プレスリリース(2014年11月12日および2017年3月17日)より、みずほ総合研究所作成

【図表3】ECサイト(B to C)販売シェア(16年1～3月期)



(資料)Analysis 易觀より、みずほ総合研究所作成

企業も育ってきており、EC がサービス業として多様な発展を遂げている様子もうかがえる。

上述のボトルネック解消と、フルサービスを提供する EC 巨大企業の出現が、中国の EC をさらに伸長させている要因といえるだろう。

#### 4. 中国 EC が抱える課題

中国における EC の伸長は目覚ましいが、一方で多くの課題を抱えている。EC は店舗に比べ事業運営コストが低いことに加えて、課税賦課や消費者対応も免れることで、収益上有利になっていると考えられる。当局は一般貿易との不公平是正を名目に、2016 年4月8日に事実上の輸入規制ともいえる新制度の導入に踏み切った<sup>1</sup>が、EC における課税強化や、アフターサービス・消費者保護などの課題をクリアしたうえで、店舗と EC の適切な競争と共存の道を模索することが求められている。

また、中国国内の EC は、海外 EC との競争という面でも課題がある。国内 EC サイトは海外 EC サイトとの競合では劣勢に立っている。国内 EC サイトでは模倣品が混入しているケースが散見されることや、製品の魅力・ポイント還元などを含めたプロモーション力で海外 EC サイトの魅力が高いと捉える消費者は少なくない。国内 EC 企業は、フルサービスで利便性を高めることに加え、信頼度やプロモーション力の向上が求められている。

<sup>1</sup> それまでは、少額製品は関税非課税を認めるなど緩やかなルールとなっていたが、一般貿易との公平性は正を名目に課税ルールの適用厳格化および免税対象製品の限定を実施。越境 EC 輸出品目はポジティブリストで管理されるようになり、関税免除を得るには1回当たり 2,000 元以下の取引かつ年間2万元以下という取引上限額が設定されるようになった。

#### 5. 日中間の越境 EC 貿易拡大のカギ

経済産業省の報告書によると、日本と中国間の 2016 年の EC 取引(B to C)は、日本から中国への輸出が1兆 366 億円(前年比 30.3%増)、中国からの輸入が 226 億円(前年比 7.9%増)と、日本の圧倒的な出超になっており、中国における高い日本製品人気が改めて示されたといえる。

一方で、商務部研究院は、日本企業は高品質製品という強みを持つにもかかわらず、仕入れルート、物流・通関、アフターサービスなどの課題が障壁となり、中国市場への参入を断念しているケースは少なくない指摘している。換言すれば、越境 EC を適切に活用することができれば、こうした課題をクリアし、日系企業が新たに中国市場へ参入する余地も生まれてこよう。

そして、日中間の越境 EC 貿易拡大のカギは、プラットフォーム企業の協力と物流協力にあると商務部研究院は指摘している。EC プラットホーム企業は、出展店の信用情報や金融決済などのインフラの提供者となっている。そのため、EC プラットホーム企業の日中協力は、その他のサービス提供企業の協力関係を作るための先導的、集約的な役割を果たす——というわけだ。

また、物流分野の日中協力として、チャーター便などによる物流量の拡大や通関・検疫のスピードアップに加え、越境電子物流パーク(倉庫)の設立を商務部研究院が提言していることは注目される。店舗から EC へと消費の現場がシフトする傾向は続くと考えられるが、物流がそのカギを握る状況に変わりはなく、中国側の提案に耳を傾けることに一考の余地はあろう。

## 6. おわりに

これまでみてきた通り、EC に関しては中国を先駆者と位置づけることができそうだ。スマートフォンを使い、キャッシュレスの EC のみで製品購入・サービスを受ける生活は、中国都市部では当たり前になりつつある。スーパー、百貨店、専門店はいずれも EC との競争にさらされており、その一部は撤退へと追い込まれているのも実情である。

EC 市場の拡大にルール整備や消費者保護が追い付いていない面はあるものの、その利便性から、中国の EC 市場は独自の発展を遂げていく可能性が高い。世界の工場から世界の市場となった中国は、EC 分野において、世界で最も先進的な国に変貌しつつある点を踏まえておく必要がある。

中国 EC 市場への参入を企画する日本企業は、これらの諸事情に精通する中国の EC および周辺企業との連携を今後いっそう求められるようになるだろう。店舗からネット上に販売先が変われば、物流、決済のみならず、マーケティングの手法も変質してくる。EC 中国市場の先進性を認めた上で、柔軟に対応することができれば、製品の魅力の高さを中国国内で認知されている日本企業に挽回の余地はありそうだ。

※本稿は酒向浩二『拡大する中国の電子商取引がもたらす商機と課題～2016 年度中国商務部国際貿易経合作研究院への委託調査～』の抜粋、転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report17-0712.pdf>



# 加速する産業移転の現状と課題

## ～珠江デルタから広東省東西北部へ～

游 君 姫 みずほ銀行 香港営業第一部

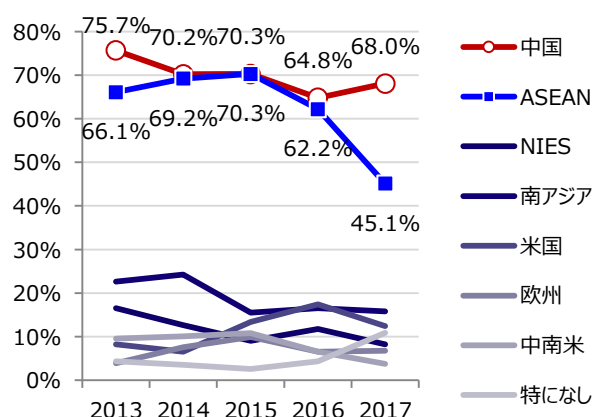
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

改革・開放政策の旗手として、また「世界の工場」として、中国の経済成長を支えてきた広東省。その中心部である珠江デルタでは、国家主導の産業構造改革政策や都市化の進展などにより、ここ 10 年ほどの間に高付加価値・ハイテク産業やサービス産業を主とした内需型経済都市への転換を果たす一方、従来の輸出加工型企业については、珠江デルタの外縁部、即ち、広東省東西北部地域への移転が進みつつある。本稿では、珠江デルタにおける産業移転の動きを追いつつ、その受け皿となる広東省東西北部地域の現状と日系企業の動向を紹介する。

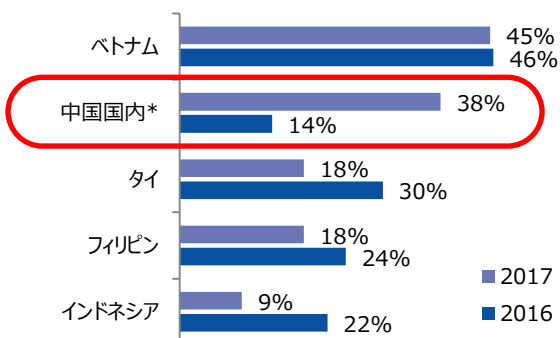
### “中国回帰”する日系企業

華南地域における輸出加工企業の移転については、プラスワンが本格化し始めた 2000 年代、中国沿海部における急速な賃金高騰や、加工貿易企業に対する優遇措置の削減、さらに日系企業については日中関係の悪化などもあって、ベトナムをはじめとする ASEAN 諸国が人気を集めていた。しかし、発展途上にある ASEAN 各国では物流や調達面でのリスクがあることに加え、近年の中国における内需拡大や景気の回復、日中関係の改善などを受け、ここ数年は移転先に中国国内を検討する企業が増加。弊行が華南地域で実施している日系企業向けのアンケート調査でも、今後の注力先として中国が高い回答率を維持する半面、ASEAN の回答率が2年連続で落ち込んでいる(図表1)ほか、製造業企業の移転検討先として、「中国国内で現在よりも生産コストが低い地域」とする回答が急増している(図表2)。

【図表1】「今後の注力先」推移



【図表2】移転検討先



(資料) みずほ銀行香港支店、みずほ(中国)広州支店、深圳支店「2017 年アジアビジネスアンケート調査集計結果」より

## 産業移転を後押しする政策

このように企業が中国国内での製造拠点移転を検討する背景には、都市化の進行や労賃上昇をはじめとする経営環境の変化のほか、政策的な後押しが存在も大きい。中でも、かねて珠江デルタと、発展の遅れたその他地域の経済格差を課題としてきた広東省では、珠江デルタの産業構造転換促進、および省東西北地域への移転奨励のため、2005年3月の「省山間部および東西両翼と珠江デルタ共同産業移転推進に関する意見（試行）」を皮切りに、これまでに40を超える関連規定を公布。移転にかかる資金面での支援や工業園區・物流網などのインフラ整備、行政費用の免除など手続きの簡便化、産業ごとの移転先工業園區の振り分けなど、全省を挙げて企業の珠江デルタ外への移転をバックアップし、受け皿となる珠江デルタ外縁部の整備を推し進めている。

こうして姿を現したのが、広東省東西北部に広がる複数の移転工業園と、これらの入居企業による4つの産業別工業クラスターである（図表3）。地域ご

とに、移転する企業の産業がある程度集中するように誘導することで、各市・地域の特徴を際立たせ、それぞれの政策・目標に沿った効率的な発展を促す狙いが透けて見える。

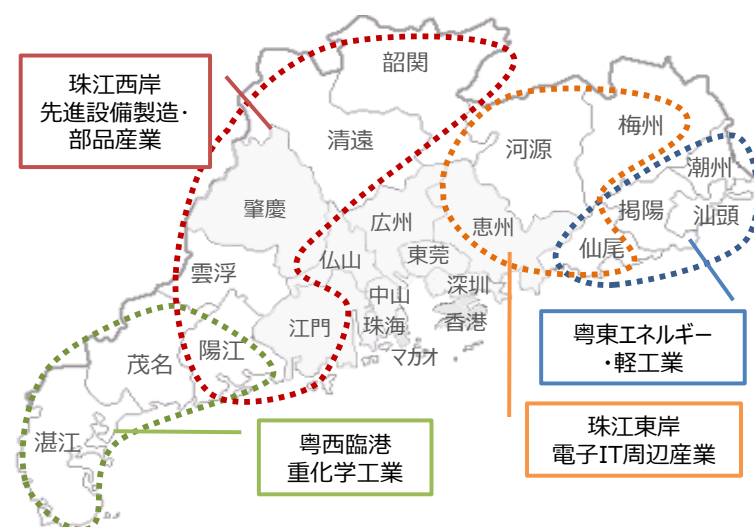
## 産業移転の実態と課題

実際に、移転先となる工業園を訪れてみると、珠江デルタ内の各市と、受け皿となる珠江デルタ外の各市が紐付いていることもあり、それぞれ主力となる大手企業を中心に、一定の産業集積が進みつつある。例えば、深圳市企業の移転先の一つとなっている河源市の産業移転工業園では、当局の資金や行政手続き支援があることに加え、深圳市の大手通信機器メーカーの移転決定により周辺機器を製造する企業の誘致が進み、すでに移転企業は数十社に上る。また、汕頭市の産業移転工業園では、「一帯一路」構想における国家重点建設強化港の一つという利点を生かし、大手港湾運営企業の誘致に成功。日系企業も10社以上が進出を果たすなど、着々と関連企業の集積を進めている。このほかにも、都市部では敬遠されがちなメッキ工程を含む

金属加工業を中心に移転受け入れを進める工業園や、広州を中心とした自動車関連産業の誘致を図る工業園、化学品関連企業の誘致で重化学工業都市としての発展を目指す工業園など、それぞれが特色ある産業の集積による発展を目指していることが分かる。

実際に進出を果たした企業からは、珠江デルタに比べワーカーの確保が容易かつ安定していることのほか、政府の積極的なサポート

【図表3】広東省東西北部地域における4つの産業クラスター



（資料）広東省政府「粵東西北省产业园发展“十三五”规划」（2017年2月）よりみずほ銀行作成

を評価する声が多く聞かれた。こうした企業の中には、珠江デルタで人材難や労務コスト増に直面し、パートナー企業や中国人幹部社員の協力を得て移転に至ったケースが多いこともあり、労使関係や地元政府との関係が良好であることも特徴であろう。一方、課題としては、中間管理職や技術者、日本語人材の確保が難しいことのほか、税関手続き面でのトラブル、サプライチェーンが不足しているため物流コストが高いことなどが挙げられた。

### 終わりに

先ごろ、国の戦略的開発地域として「広東・香港・マカオ大湾区」に指定された珠江デルタは今後、さらなる都市化を進め、サービス産業やハイテク産業を中心とした近代都市へと成長を続けるだろう。一方で、広東省が現在も、世界の工場的一端を担う一大製造基地であることに変わりはなく、珠江デルタの都市化の波とともに、広東省東西北部への産業移転はいつそう進んでいくことになるだろう。すでに移転を果たした企業の中には、もともとはワーカー確保難が理由であったものの、将来的な人材不足への対応や品質維持・高付加価値化、さらには中国国内市場向けビジネスの成長・拡大を念頭に、移転と同時に設備投資に力を入れるケースや、現地人材の更なる登用を進めることでコスト削減と経営効率の改善を目指すケースなど、現地事情と市場の変化に沿った対応も目立った。各地域の特色を生かしながら「新常态」下での発展を目指す、広東省東西北部の未来に期待したい。



## 【Vietnam】

# ベトナムにおける インボイス制度の概要

金岡 秀浩 KPMG ベトナム ホーチミン事務所

## はじめに

“Invoice”を辞書で調べると「請求書」等に和訳されるが、ベトナムにおいてインボイスを単なる「請求書」と解釈すると、実務において理解に苦しむ場面に遭遇する。ベトナムではインボイスは「請求書」の意味を超える法律上および実務上の証票であり、日常生活に密着している。日本人にとっては馴染みのない制度で戸惑うことも多いが、これを十分に理解することはベトナムで事業を円滑に行うために重要である。

今回は、ベトナムにおける現行インボイス制度の概要について説明する。

## インボイス制度の背景

### 1. 付加価値税(VAT)のメカニズム

VAT とは、課税対象となる物品およびサービスの取引額に対して課される間接税(税金負担者と納税

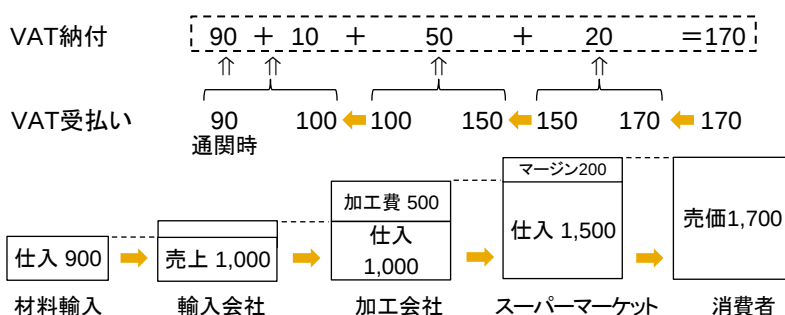
者が異なる税)である。基本的な枠組みは、日本の消費税と同様であり、図表1のように物品およびサービスの輸入と、国内での製造、販売、消費の過程で課税と納付が繰り返され、結果として、最終消費者がすべての VAT を負担することになる。

### 2. インボイス方式による VAT 制度

各納税者は売上 VAT から仕入 VAT を控除した額を申告・納税することとなるが、その計算方法は国際的に「インボイス方式」と「帳簿方式」という2つの方式に大別される。インボイス方式とは、取引の都度、販売者が取引内容を記載したインボイスを購入者に発行し、販売時に発行した(渡した)インボイスの控えと仕入時に受け取ったインボイスを集計することで、納税額の計算を行う方法をいう。ベトナムはインボイス方式を採用しており(個人業者等の一部例外を除く)、発行主体と受取主体のチェックによる相互牽制により不正が起こりにくいことがメリットで

ある。一方、帳簿方式とは、会計帳簿上の売上取引と仕入取引から VAT の対象取引を除く等の調整を行うことで、納税額の計算を行う方法をいう。日本の消費税は帳簿方式を採用しており、発行主体と受取主体の事務負担の少なさがメリットである。

【図表1】取引例



## インボイスの詳細

以下、現行通達である Circular39/2014/TT-BTC、左記通達に加筆・修正した Circular119/2014/TT-BTC および Circular26/2015/TT-BTC を基にインボイスの詳細について述べる。

### 1. インボイスの種類

ベトナムでは、以下の種類のインボイスが規定で定められている。

- 1) VAT インボイス
- 2) 販売インボイス
- 3) スタンプ、チケット、カードや保険等のインボイス
- 4) 航空券、国際輸送料金、銀行サービスのレシート

1) の VAT インボイスは「インボイス方式」の VAT 申告を採用する企業が、ベトナム国内企業に対する物品販売・サービス提供、国際輸送、輸出加工企業（区）への物・サービス提供の際に利用するものであり、最も多く利用される。本稿は、当該 VAT インボイスを前提として以降記述する。

### 2. インボイスの作成・入手方法

ベトナムでは、以下のようなインボイスの作成・入手方法がある。

#### 1) 購入インボイス

一般的な企業は、税務当局の認可を得た専門業者にインボイスの印刷を注文する事が多い。個人事業主は税務当局から直接インボイスを購入する。

### 2) 自社作成インボイス

以下のいずれかの条件を満たした企業はインボイスの自社作成が可能である。

- a) 工業団地、経済区、輸出加工区、ハイテク地域に設立された企業
- b) 公共事業体
- c) インボイス発行通知時点で拠出済資本金が 150 億ドン以上の企業

拠出済資本金が 150 億ドン未満の企業も自社インボイスの作成は認められるが、いくつかの要件を満たす必要がある。なお、インボイス作成前に、自社印刷インボイスに関する決定書を作成する必要がある。また、印刷用ソフトウェアについても条件が定められている。

### 3) 電子インボイス

税務申告や銀行取引で電子取引を行っている、電子署名システムがある等、一定の条件を満たした場合、電子インボイスを発行可能であるが、現状での利用事例は少ない。これに関して財政省は、企業の電子インボイスの利用を促進するため、2018 年以降段階的に電子インボイスの使用を義務付ける旨を記載した Decree（政令）のドラフトを 17 年 8 月 1 日に公表している。適用時期の延期や内容の再検討は想定されるが、電子インボイスの利用促進による事務負担の軽減が期待されるため、今後の制度変更の動きに注目が集まる。

### 3. インボイスの記載内容、要件について

インボイスには以下の項目を、同一のページに記載する必要がある（複数枚にわたるインボイスや

裏面利用は認められない)。

### 1) インボイスの種類

法令で規定されるインボイスの種類は前述のとおりであり、“VAT INVOICE”や“SALE INVOICE”のように種類の記載が必要になる。管理目的から種類に加えて別の記載を行う場合には、種類の記載の後により小さいフォントで記載するか、括弧書きで記載する。

例: VAT INVOICE – RECEIPT

VAT INVOICE (RECEIPT)

### 2) インボイスの形式ナンバー(Mẫu số)およびインボイス記号(Ký hiệu)

インボイスの形式ナンバー、インボイス記号を記載する。形式ナンバーとはインボイスの種類を区別するための 11 文字のアルファベットと数値であり、インボイス記号とは作成方法を区別するためのアルファベットと数値(年度を示す)である。

### 3) インボイスの写し(Liên)

同じシリアルナンバーのインボイスは最低でも2枚必要で、最大9枚の写しを作成することができる。1枚目(Copy1)は発行者の保管用、2枚目(Copy2)は買い手用に作成する。インボイスの写しを3枚以上作成する場合、インボイス発行者が使用目的に合わせて写しの名称を決定し、記載する。

### 4) インボイスのシリアルナンバー(Số hóa đơn)

インボイスにはシリアルナンバーを記載し、連番管理することが求められる。シリアルナンバーは7桁の数値とする。

### 【インボイスのサンプル】

**HÓA ĐƠN GIÁ TRỊ GIA TĂNG**  
Liên 2: Giao cho người mua  
Ngày: 2017

Đơn vị bán hàng: [Redacted]  
Mã số thuế: [Redacted]  
Địa chỉ: [Redacted]  
Họ tên người mua hàng: [Redacted]  
Tên đơn vị: [Redacted]  
Mã số thuế: [Redacted]  
Địa chỉ: [Redacted]  
Hình thức thanh toán: TM/CK  
Số tài khoản: [Redacted]

| STT | Tên hàng hóa, dịch vụ | Đơn vị tính | Số lượng   | Đơn giá    | Thành tiền |
|-----|-----------------------|-------------|------------|------------|------------|
| 1   | [Redacted]            | [Redacted]  | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |

Cộng tiền hàng: [Redacted]  
Thuế suất GTGT: 10%  
Tiền thuế GTGT: [Redacted]  
Tổng cộng tiền thanh toán: [Redacted]  
Số tiền viết bằng chữ: [Redacted]

Người mua hàng (Ký, ghi rõ họ tên): [Redacted]  
Người bán hàng (Ký, ghi rõ họ tên): [Redacted]

(Cần kiểm tra, đối chiếu khi lập, giao, nhận hóa đơn)  
(Hóa đơn GTGT từ 10 triệu đồng trở lên theo công văn số 3030/CT-ĐT ngày 20/12/2017 của Tổng cục Thuế)

### 5) 売り手の名前、住所および税コード

### 6) 買い手の名前、住所および税コード(ある場合)

### 7) 提供される製品あるいはサービスの名前、計算単位、量、単価および総額

### 8) 売り手と買い手のフルネーム・サイン(買い手のサインは例外あり)、売り手の社印およびインボイス発行日付

### 9) インボイスを印刷した組織体(会社)の名前

### 10) インボイスで使用される文字・数値

インボイスはベトナム語で記載する。外国語の記載をする場合は、ベトナム語の後に括弧書きで記載し、ベトナム語より小さいフォントを使用する。数値は0から9までのアラビア数字を使用し、桁区切りは3桁ごとにコンマ「,」ではなくドット「.」で区切り、小数点をコンマ「,」を使用して区切る。インボイスの総支払額については、数字に加えて言語化した金額を記載する必要がある。

## 留意事項

### 1. VAT における留意事項

法律の要件を満たした正規のインボイスのみが仕入 VAT として控除対象になる。すなわち、インボイスに不備があった場合には、仕入 VAT 控除を否認され、当該仕入 VAT 額を企業のコストとして負担する結果になってしまうので留意すべきである。

### 2. 法人税における留意事項

インボイスは一義的には VAT 申告納税のための証票であるが、法人税法上も、法律の要件を満たした正規のインボイスの具備が損金算入要件の一つになっている。すなわち、インボイスに不備があった場合には、損金否認されるので留意すべきである。

### 3. 会計における留意事項

インボイスがあまりにもベトナム実務に根付いた証票であるため、会計上の売上・仕入計上タイミングもインボイス日基準にしてしまう経理担当者がいる。会計の原則は発生主義であり、売上はリスクと経済的便益が移転したときに計上するものである（例えば、工事収益であれば進行基準、物品販売であれば販売先に納品した時点等）。取引の実在性はインボイスにより確認できるが、カットオフに関してはインボイス日基準が必ずしも正しいとはいえない点、留意すべきである。

### 4. その他の留意事項

値引きや割り戻し、またはプロモーションで商品を無料配布する際にもインボイスの発行が必要となるので留意すべきである。

## まとめ

インボイス制度を十分に理解することは、日本人マネジメントがベトナムで事業を行う上で重要である。正しいインボイスが具備されていることを確認するのは当然だが、逆にインボイス以外の必要書類が具備されていないケースや、インボイスのみに基づいて誤った経理処理が行われているケースがある。そのため信頼のおける現地会計事務所に相談し、自社のリスクを適切に把握されることをお勧めする。また、電子インボイスに関する制度改革に関する動きについても今後注視していきたい。

#### 金岡 秀浩

(かなおか ひでひろ)

公認会計士

KPMG ベトナム  
ホーチミン事務所



IT システムエンジニアを経て、2006 年にあずさ監査法人大阪事務所入所。国内上場企業、SEC 上場企業および外資系日本企業の会計監査、財務デューデリジェンス等に従事。14 年 7 月より KPMG ホーチミン事務所に赴任し、現地日系企業に対する会計、税務、投資および法務等のアドバイスを提供している。



【Thailand】

## タイ国移転価格税制について

子田 俊之 FAIR CONSULTING (Thailand) Co., Ltd,

### タイにおける移転価格税制

タイにおいては現在、移転価格税制と言えるような規制は発行されておられません。2002 年5月 16 日に歳入局通達として Paw113/2545 が出されましたが、内容としては、OECD(経済協力開発機構)のガイドラインに沿った移転価格文書を税務調査時に税務調査官が参照すべきというもので、タイにおける移転価格に関する税務に対応する目安とはなるものの、あくまで通達であり、法的拘束力はないものであると考えられています。また、15 年5月に移転価格税制の法案が内閣で閣議決定がされたものの、現在まで法令として施行されるまでには至っておりません。こうした中で 17 年6月 21 日に、歳入局のウェブサイトにおいて、関連者間の利益の移転に関する歳入法への条文の追加(移転価格税制)について、ドラフトの公表とパブリックコメントの募集を行いました。当リポートではその内容と、昨今の移転価格税制に関する動きについて、解説を行います。

### 移転価格税制に関するパブリックコメント募集の内容

17 年6月 21 日付のパブリックコメント募集では、以下の歳入法に関する条文の追加が提示されています(次頁表1)。当該パブリックコメントの募集の前文には、関連者間の租税回避行為および利益移転行為を更正する目的であることや、関連者間取引は非独立企業間で行われており、コントロールが可能

であること、市場原理には基づいていない可能性があり、租税回避目的で使用される可能性があること、関連者間取引については、独立企業間原則に基づく、国際課税の原則に従ったフェアな課税が行わなければならないということが明記されており、タイにおいても BEPS 行動計画に基づいた移転価格税制を制度化する流れであることが感じられます。

### BEPS 行動計画と BEPS 行動計画 13

それでは、BEPS 行動計画とはどのようなものであるか、解説いたします。BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の略語で、「税源浸食と利益移転」を意味します。主として多国籍企業が低税率国へ所得を移転するスキームを構築し、本来価値が創造されている国において課税がされない、国際的な租税回避が行われている状況を指す言葉になります。このような租税回避の状況を捕捉していくために、国際課税の観点から取りまとめられたルールとして、15 の提言からなる BEPS 行動計画の最終報告書が 15 年 10 月に公表されています。15 の行動計画については次々頁表2の通りになります。この最終報告書を受けて、主に先進国で構成される OECD 加盟国のみならず、OECD 非加盟国を含め全世界において、各国の税制改正が行われています。タイは、OECD 加盟国ではありませんが、この BEPS 行動計画に従って国内法の整備を行っているものと考えられます。

【表1】 17 年 6 月 21 日付タイ国歳入法、パブリックコメント募集の内容

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歳入法 71 条<br>の2(1) | 関連者間取引が一般に独立企業間で行われる商業取引あるいは金融取引と乖離のある条件で行われる場合、税務調査において税務調査官は独立企業間で行われる取引を元に、法人税申告における課税所得の更正を行う権限を有する。しかしながら、当該更正は、タイ国が他国との間で締結した租税条約を考慮するものとする。                                                                                                                     |
| 歳入法 71 条<br>の2(2) | 歳入法における関連者の定義<br>(1)ある法人が他の法人の株式あるいは持分の 50%以上を、直接または間接に保有する関係(親子関係)<br>(2)ある法人が他の法人の株式あるいは持ち分の 50%以上を直接または間接に保有する場合、当該ある法人が他の法人以外の法人の株式あるいは持ち分の 50%以上を直接または間接に保有する場合の、他の法人と他の法人以外の法人(兄弟関係)<br>(3)ある法人が資本関係あるいは経営者派遣あるいはそれ以外の観点において、他の法人に依存しなければならない関係にある法人で、財務省令で定めるもの |
| 歳入法 71 条<br>の2(3) | 71 条の2(1)に従って納税者が税務更正を受けた場合、納税者は税金の還付を申請することができる。その還付申請は、法令上の期限である法人税申告から3年以内とは別に、税務更正通知の書面を受け取ってから 60 日以内に行うことができる。                                                                                                                                                   |
| 歳入法 71 条<br>の3(1) | 関連者間取引を有する納税者で、省令で定められる最低限の売上を超える収入を得ている納税者は、歳入局長が指定する書式に従って、その事業年度に関する関連者の情報及び関連者間取引の情報を報告しなければならない。当該報告は歳入法 69 条で定められる、法人税申告とともに行われる。                                                                                                                                |
| 歳入法 71 条<br>の3(2) | 税務調査官は、71 条の3(1)に従い、関連者間取引を有する納税者で省令に定められる最低限の売上を超える収入を得ている納税者に対して、法人税申告から5年間の間において、歳入局長の要求に沿った移転価格文書の提出を要求することができる。この要求を受けた納税者は 60 日以内に移転価格文書を提出しなければならない。ただし、実務上の考慮あるいは、歳入局長の裁量によって延長する事が許容される。しかしながらその延長は要求を受けてから 120 日を超えてはならない。                                   |
| 歳入法 35 条<br>の3    | 71 条の3に従い規定される移転価格文書の提出あるいは付随する証拠の提出について、適切でない、あるいは完全でないといった場合で対応ができない場合、あるいは対応できないことについて合理的な理由がない場合には、20 万バーツを超えない金額の罰金が納税者に課される。                                                                                                                                     |

上記の 15 の行動計画のうち、移転価格税制に関連するものは 8、9、10、13 および 14 になりますが、その中で昨今の、特に ASEAN 諸国の税務実務の中で大きな話題になっている、あるいは納税者に対して負担を課す国内法の改正を起こしているものが、行動計画 13 の移転価格文書化の再検討になっています。

この行動計画 13 については、旧来の移転価格文書の形式ではなく、より詳細な関連者間取引の態様を移転価格の観点から理解、独立企業間価格で関連者間取引が行われているか否かを説明するために、以下の3層構造文書の作成を納税者に対して求めるものになります。

【表2】 BEPS 行動計画

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 行動計画 1  | 電子経済の課税上の課題への対処                               |
| 行動計画 2  | ハイブリッドミスマッチによる効果の無効                           |
| 行動計画 3  | 外国子会社合算税制の強化                                  |
| 行動計画 4  | 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限                           |
| 行動計画 5  | 有害税制への対抗措置                                    |
| 行動計画 6  | 租税条約濫用の防止                                     |
| 行動計画 7  | 恒久的施設 (PE) の認定に対する人為的回避の防止                    |
| 行動計画 8  | 移転価格税制 (①無形資産) に係る OECD モデル租税条約の改定            |
| 行動計画 9  | 移転価格税制 (②リスクと資本) に係る OECD モデル租税条約の改定          |
| 行動計画 10 | 移転価格税制 (③他の租税回避の可能性の高い取引) に係る OECD モデル租税条約の改定 |
| 行動計画 11 | BEPS の規模や経済的効果の測定・評価方法の検討                     |
| 行動計画 12 | タックス・プランニングの報告義務策定                            |
| 行動計画 13 | 移転価格関連の文書化の再検討                                |
| 行動計画 14 | 相互協議の効果的実施                                    |
| 行動計画 15 | 多国間協定の開発                                      |

- マスターファイル : 多国籍企業グループの移転価格ポリシーを記載するもの)

- ローカルファイル : 多国籍企業グループに含まれる、個々の会社の行う関連者間取引について、独立企業間価格を算定するもの

- 国別報告書 : 多国籍企業グループの連結財務データおよび納税状況から、国別の情報を抽出、整理するもの

それぞれの文書についての内容の説明は割愛いたしますが、この行動計画 13 に基づく移転価格税制は各国で策定、施行される潮流となっております。しかしながら、今回タイで発表された歳入法の改正案について、上記する3層構造文書化を求めているのか否かは明確ではありません。

#### 移転価格税制に関するパブリックコメント募集内容の考察

上記する BEPS 行動計画 13 に基づく各国の国内法の整備、施行は既に他の ASEAN 各国、あるいは日本で行われており、大きな移転価格文書の構造変更を伴うことから、移転価格税務の実務、あるいは納税者側の対応に大きな影響を与えています。例えば、日本については、平成 28 年度税制改正において3層構造文書化を求める税制改正が行われており、実際の適用開始はマスターファイルおよび国別報告書に関しては、平成 28 年4月1日以降開始する会計年度に対して作成を求めるものとなっており、また、その作成準備期限は会計年度の終了日の翌日から1年以内となります。そのため、日本の3層構造文書化対応の初回期限は平成 29 年3月 31 日期の翌日から1年後の平成 30 年3月 31 日となっています。あるいは他の ASEAN 諸国ではこ

【表3】タイ歳入法、パブリックコメント募集内容に関する考察

| 課題/注目点                  | 納税者/納税者グループに与える影響                                                                                                                         | タイ歳入法、パブリックコメント募集内容の状況                                                                                                |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3層構造文書化の要請              | マスターファイルおよび国別報告書はグループの最終親会社が作成するものであり、各国税制に合わせた最終親会社の対応が必要となる。                                                                            | 3層構造文書化は要請されていない。しかしながら BEPS 行動計画を受けての国内法の改正であるという理解であること、他国との文書化の整合も要求されることから、今後通達等で文書化構造が明確化されと考えられる。               |
| 同時文書化(該当会計年度終了前の文書化)の要請 | 同時文書化が求められる場合に、マスターファイルおよび国別報告書については納税者だけでなく最終親会社との文書作成スケジュールの調整が必要となる。                                                                   | 同時文書化は要請されていない。しかしながら、各年の法人税申告と同時に歳入局長の指定する様式に従った報告が求められる。移転価格文書は税務調査開始時に要請があった場合、原則として 60 日以内に提出する。                  |
| 対象義務者の定義                | 多国籍グループにおいて、各納税者の居住国によって移転価格文書作成義務および作成義務文書範囲が異なる場合がある。特にマスターファイルおよび国別報告書については、最終親会社で作成義務がない場合でも子会社側で作成義務が発生する場合に、最終親会社側でこれら文書を作成する必要がある。 | 関連者間取引を有する納税者で、省令で定められる最低限の売上を超える収入を得ている納税者とされる。当該最低限の売上については未定の状況であるが、他の ASEAN 諸国の国内法の動向を鑑みると、低い水準で決定される可能性がある。      |
| 関連者の定義                  | 関連者の定義が納税者の居住国によって異なる場合に、3 構成文書間で関連者の記載が大きく異なる可能性がある。                                                                                     | 親子関係、兄弟関係の会社については、持ち分比率 50%で判断する。<br>また、実質支配関係がある場合にも関連者となる。<br>また、関連者の定義に国内関連者、国外関連者の区分が無く、国内関連者についても関連者に含まれると解釈される。 |
| 文書化作成義務違反の場合の罰則         | 各納税者居住国での罰則となり、グループに対して特段の影響なし。                                                                                                           | 20 万バーツを超えない金額の罰金が納税者に科される。                                                                                           |

れよりも早い期限を国内法で制定している国もあり、例えばインドネシアでは、16 年 12 月 31 日を会計年度末とする企業に対して、ローカルファイルおよびマスターファイルを 17 年 4 月 30 日までに作成、具備するような制度となっております。

このように、各国が BEPS 行動計画 13 に基づく移転価格税制を整備している中で、制度の理解をするにあたり課題となる事項、あるいは注目すべき

事項が認識されています。移転価格税制は当然に国際課税に関する税制になりますので、多国籍企業グループにとっては、各国の国内法で規定される移転価格税制の平衡が取れている事が、実務対応を行っていくにあたって最も不透明性が低くなる状態にはなるのですが、そのような平衡は取れてはおらず、課題あるいは注目点というのは翻って各国移転価格税制の差異となりやすい部分であると言えるかもしれません。この観点より、今回のタイにお

ける移転価格税制のパブリックコメント募集内容について考察したものが上記の表になります。

今回のパブリックコメント募集内容は未だ細則と呼べるようなものではなく、歳入法に記載される水準の概要規制になっていると捉えられます。他国においては当初より細則が明示されている形で制度施行がされ、実務において混乱が起きているケースも見受けられますが、タイの場合には、今回のようにパブリックコメントを募集する形で公表されたこと、および実際の施行時期もまだ明確でないことから、納税者としては十分に準備することができる状態にあると考えられます。その一方で、表3(前頁)でまとめた場合の重要点としては、3層構造文書化を求めているのかどうか未だ明確でないこと、しかしながら3層構造を想定した準備をしていくことが考えられます。また、文書化義務を決定する売上水準についても未だ明確ではありませんが、この水準については非常に重要であり、極端に低い売上水準で文書化義務が課される可能性があることを想定しておく、あるいは省令の動向を注視しておくことが必要と考えます。これ以外の同時文書化義務、関連者の定義、罰則および税務調査時の提出については合理的なものであると捉えられます。

## 終わりに

タイは他のアセアン諸国と比較して移転価格税制が注目されることが少ない国ではありました。また、法令上も移転価格税制と言われる国内法の整備はされておらず、唯一 2002 年に発行された通達のみがあるという状態でした。その一方で、移転価格に関する争点は税務調査の現場では広く見られるもので、移転価格にかかる更生執行も多く行われているようです。

移転価格課税は国際税務であり、他国を巻き込む税務となります。そのため、移転価格をめぐる日本あるいは他の ASEAN 諸国で既に BEPS 行動計画に基づく移転価格税制が導入、施行されている状況であることから、タイについても追従する形で移転価格税制の整備は急務になると考えられます。今回パブリックコメントの募集という形で歳入法の改正が示唆されていますが、未だ内容としては明確なものとなっていないという印象です。追加の細則や省令が待たれるところではありますが、海外事業を行うにあたって避ける事のできない移転価格問題について、タイにおいても検討を開始することが重要であると考えます。



子田 俊之  
(こた としゆき)

日本国公認会計士

FAIR CONSULTING (Thailand)



システムコンサルティング会社にて約 5 年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国ブライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。タイ駐在前には、インドネシアにて 4 年間の勤務経験を有する。現在、タイオフィスにて、現地会計、税務および法規制の観点から、クライアントの視点に立った幅広いコンサルティングサービスを提供している。



## 【India】インドビジネス最新情報 第 26 回

# インド物品・サービス税 ～供給が行われた場所～

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ

Corporate Catalyst India Pvt Ltd

2017 年 7 月 1 日からインド物品・サービス税 (GST) が導入され、多くの間接税が GST に統合された。GST が導入され 1 カ月が経過したが、インドローカルの中小企業を中心に混乱が見られる部分がある。これらの状況を鑑み、インド政府は 7 月、8 月に関連する申告書類の提出時期を以下のタイミングに遅らせた (表 1)。

インドの GST は、日本における消費税とは異なり、取引の請求書に基づき GST を課税し、GST の納税を行う。このため、対象取引において物品またはサービスの供給が行われた場所を識別することが重要となる。この供給が行われた場所により同一州内の取引に該当するのか、州を越えた取引となるのかの区別が行われる。本稿では GST において、物品・サービスの供給が行われた場所についての検討方法について、物品取引とサービス取引に分類して説明する。なお、原則として、同一州内での取引においては中央政府の GST (CGST: Central

GST) および州政府の GST (SGST: State GST) が発生し、それ以外の場合には統合 GST (IGST: Integrated GST) が発生する。また、CGST と SGST の合計は IGST と一致する。

## 1. 物品の取引における供給が行われた場所

### (1) 国内での取引

物品の取引においては、①物品の移動を含む供給、②第三者の指示に基づく物品の供給、③物品の移動を伴わない供給、④物品の供給場所で組み立てまたは据え付けが行われる場合、および⑤船舶、飛行機、鉄道または自動車等で物品の輸送中に物品の供給が行われる場合——に分類され、取引形態ごとにそれぞれ供給が行われた場所が定められている。なお、参考までに複数の取引例において供給の行われた場所の検討を行う。

【表 1】7 月取引、8 月取引に掛る申告スケジュール

| 様式      | 申告書類の内容                                 | 7 月取引         | 8 月取引         |
|---------|-----------------------------------------|---------------|---------------|
| GSTR-1  | 物品・サービスの提供に関する申告                        | 9 月 1 日～5 日   | 9 月 16 日～20 日 |
| GSTR-2  | 物品・サービスの収受に関する申告                        | 9 月 6 日～10 日  | 9 月 21 日～25 日 |
| GSTR-3  | 月次申告                                    | 9 月 11 日～15 日 | 9 月 26 日～30 日 |
| GSTR-3B | GSTR-1・2 の申告が延期した場合に<br>当局のガイダンスに従い行う申告 | 8 月 20 日      | 9 月 20 日      |

## ① 物品の移動を含む供給

物品の引き渡しにおいて、物品の移動を伴う取引の場合には、物品の受領者への引き渡しのために物品の移動が完了した場所が、物品の供給が行われた場所と定義される(表2)。

## ② 三者の指示に基づく物品の供給

物品取引において第三者が関与する場合であり、代理人が関与する場合、物品の移動前またはその最中に物品への権利の移転が伴う場合などが想定される。第三者の指示に基づいて物品の供給が行われる場合、当該第三者が物品を受け取ったと

みなされ、当該第三者の主要な事業拠点が物品の供給が行われた場所となる。なお、本取引では購買者と受領者が異なる場合である(表3)。

## ③ 物品の移動を伴わない供給

物品の引き渡しにおいて、物品の移動を伴わない取引の場合には、物品の受領者への引き渡し完了した場所が、物品の供給が行われた場所となる。本取引では店舗等でのカウンター越しの引き渡しが想定される(表4)。

【表2】物品の移動を含む供給

| 例 | 供給者の所在地 | 移動の終着地   | 受領者の所在地  | 供給場所     | 税務債務               |
|---|---------|----------|----------|----------|--------------------|
| 1 | ハリヤナ州   | マハラシュトラ州 | マハラシュトラ州 | マハラシュトラ州 | ハリヤナ州でIGSTを納税      |
| 2 | ハリヤナ州   | ハリヤナ州    | ハリヤナ州    | ハリヤナ州    | ハリヤナ州でCGSTとSGSTを納税 |

【表3】三者の指示に基づく物品の供給

| 例 | 供給者 A の所在地 | 受領者 C の所在地 | 購入者 B(第三者)の所在地 | A の供給場所 | A の税務債務            |
|---|------------|------------|----------------|---------|--------------------|
| 1 | ハリヤナ州      | ハリヤナ州      | パンジャブ州         | パンジャブ州  | ハリヤナ州でIGSTを納税      |
| 2 | ハリヤナ州      | デリー        | デリー            | デリー     | ハリヤナ州でIGSTを納税      |
| 3 | ハリヤナ州      | ハリヤナ州      | ハリヤナ州          | ハリヤナ州   | ハリヤナ州でCGSTとSGSTを納税 |

【表4】物品の移動を伴わない供給

| 供給者の所在地 | 受領者の所在地 | 物品の引渡場所 | 供給場所  | 税務債務               |
|---------|---------|---------|-------|--------------------|
| ハリヤナ州   | デリー     | ハリヤナ州   | ハリヤナ州 | ハリヤナ州でCGSTとSGSTを納税 |

④物品の供給場所で組み立てまたは据え付けが行われる場合

物品の引渡しだけでなく、組み立てや据え付けなどの行為が行われる場合には、組み立てや据え付けなどの行為が行われた場所が、物品の供給が行われた場所となる(表5)。

⑤船舶、飛行機、鉄道または自動車等で物品の輸送中に物品の供給が行われる場合

船舶、飛行機、鉄道または自動車等で物品の輸送中に物品の供給が行われる場合には、当該物品を輸送機に積載した場所が、物品の供給が行わ

れた場所となる。すなわち、船舶、飛行機、鉄道で移動中に食品を購入し、物品の供給が行われた場合がこの例示に該当する(表6)。

## (2) 海外との取引

海外からの輸入取引および海外への輸出取引に関しても供給が行われた場所に関して定められている。海外からの輸入取引の場合には、輸入業者の所在地が物品の供給が行われた場所となる。また、海外への輸出取引の場合にはインド国外が物品の供給が行われた場所となる(表7、8)。

【表5】物品の供給場所で組み立てまたは据え付けが行われる場合

| 例 | 供給者の所在地 | 受領者の所在地 | 組立・添付場所 | 供給場所    | 税務債務               |
|---|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 1 | ハリヤナ州   | ラジャスタン州 | ラジャスタン州 | ラジャスタン州 | ハリヤナ州でIGSTを納税      |
| 2 | ハリヤナ州   | ラジャスタン州 | ハリヤナ州   | ハリヤナ州   | ハリヤナ州でCGSTとSGSTを納税 |

【表6】船舶、飛行機、鉄道または自動車等で物品の輸送中に物品の供給が行われる場合

| 例 | 供給者の所在地 | 受領者の所在地 | 積載した場所 | 供給場所  | 税務債務               |
|---|---------|---------|--------|-------|--------------------|
| 1 | ハリヤナ州   | 関係なし    | ハリヤナ州  | ハリヤナ州 | ハリヤナ州でCGSTとSGSTを納税 |
| 2 | ハリヤナ州   | 関係なし    | デリー    | デリー   | ハリヤナ州でIGSTを納税      |

【表7】海外からの輸入取引の事例

| 例 | 供給者の所在地 | 積載した場所 | 受領者の所在地 | 供給場所      |
|---|---------|--------|---------|-----------|
| 1 | タイ      | タイ     | デリー     | デリー       |
| 2 | デリー     | シンガポール | 中国      | 輸入には該当しない |

【表8】海外への輸出取引

|   | 供給者の所在地 | 積載した場所 | 受領者の所在地 | 供給場所      |
|---|---------|--------|---------|-----------|
| 1 | ハリヤナ州   | アッサム州  | 米国      | 米国        |
| 2 | デリー     | 中国     | シンガポール  | 輸出には該当しない |
| 3 | シンガポール  | デリー    | シンガポール  | シンガポール    |

## 2. サービス取引における供給が行われた場所

サービス取引における供給が行われた場所は、原則としてサービスの受領者の所在地となる。サービスの受領者が GST の登録を行っていない場合、請求書等に住所の記載があれば、そこが当該サービスの受領者の所在地となり、それ以外の場合にはサービスの提供者の所在地となる。

一方で例外的取り扱いとして、不動産に関連するサービス、レストラン・ケータリングサービス、研修・人事評価に関連するサービス、各種イベントへの入場料等、各種イベント・展示会の設営等、物品の輸送サービス、乗客の輸送サービス、輸送中のサービス、通信・通話サービス、銀行・その他の金融サービス、保険サービス、政府への広告サービスの 12 種類を別途規定している。以下ではこれらの例外的取扱いについて説明する。

### (1) サービス取引ごとに定められた例外規定

#### ①不動産に関連するサービス

建築設計、内装工事、測量、エンジニアおよびその他の専門家のような不動産に直接付随するサービス、不動産エージェント、不動産の使用権の許可、建設工事の実行やコーディネートなどのサービス、ホテル、ゲストハウス、ホームステイ、クラブ、ハウスボート、その他の宿泊用船舶などの宿泊用施設を用いた宿泊、結婚式、披露宴、ビジネス、その他の目的で不動産を利用させる場合には、不動産、ハウスボートなどの所在地が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ②レストラン・ケータリングサービス

レストラン、ケータリングサービス、理容店、フィットネス、美容処置、コスメティックや形成外科を含む

ヘルスサービスは、実際にサービスが実行される場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ③研修・人事評価に関連するサービス

研修・人事評価に関連するサービスの場合には、サービスの受領者が GST の登録を行っている場合には当該住所となり、それ以外の場合には実際にサービスが提供された場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ④各種イベントへの入場料等

文化・芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントイベント、アミューズメントパークまたはこれらに類似するイベントへの入場料または付随サービスに関しては、実際にイベント等が開催されている場所、公園または敷地が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑤各種イベント・展示会の設営等

文化・芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントイベント、またはカンファレンス、フェア、展示会、祝賀会等の類似のイベントの設営、これに付随するサービスまたはこれらのイベントのためのスポンサーの調整に関しては、サービスの受領者が GST の登録を行っている場合には当該住所となり、それ以外の場合には実際にイベントが開催された場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。なお、イベントの開催がインド国外の場合にはサービスの受領者の住所が、当該サービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑥物品の輸送サービス

物品の輸送に関するサービスにおいては、サービスの受領者が GST の登録を行っている場合には

当該住所となり、それ以外の場合には対象物を受け取った場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑦乗客の輸送サービス

乗客の輸送に関するサービスにおいては、サービスの受領者が GST の登録を行っている場合には当該住所となり、それ以外の場合には継続的な旅行のために輸送機器に乗り込む場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。なお、継続的な旅行とは、同時に発行された一つまたは複数のチケットまたは請求書、もしくは一つの供給業者または代理人を通して複数の供給業者から提供されるサービスによる旅行であり、一つまたは複数のチケットまたは請求書が発行されているため途中下車することも含まれる。

#### ⑧輸送中のサービス

船舶、飛行機、列車または自動車での輸送中に提供されるサービスにおいては、旅行に出発するために最初に輸送機器に乗り込んだ場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑨通信・通話サービス

データ送信、放送、ケーブル、および個人へのテレビ回線サービスを含む通信・通話サービスにおいては次の4つに分類されて定められている。

- 固定電話回線、リース回線、インターネット用リース回線、ケーブルまたはパラボラアンテナを用いたサービスの場合には、サービスを受けるためにこれらが設置された場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

- 後払い形式での通信、通話、インターネットサービスのための携帯電話回線を用いたサービスの場合には、供給業者側に登録されたサービスの受領者の請求先住所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。
- 先払い形式での通信、通話、インターネットサービスおよび個人へのテレビ回線サービスが、販売代理店、再販売店、流通業者を通してモジュールカード、リチャージカードやバウチャーにより行われる場合には、サービス提供時点での供給業者側に登録された販売代理店、再販売店、流通業者の住所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。一方で、最終消費者がバウチャーを購入する場合には先払いを受けた場所またはバウチャーを販売した場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。
- その他の場合には、供給業者側に登録されたサービスの受領者の住所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。当該住所が利用不能な場合にはサービスの供給業者の住所がこれらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑩銀行・その他の金融サービス

証券取引を含む銀行・その他の金融サービスにおいては、供給業者側に登録されたサービスの受領者の住所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。なお、当該住所が利用不能な場合にはサービスの供給業者の住所がこれ

らのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑪保険サービス

保険サービスにおいては、サービスの受領者がGSTの登録を行っている場合には当該住所となり、それ以外の場合には供給業者側に登録されたサービスの受領者の住所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ⑫政府への広告サービス

契約または合意に基づき、中央政府、州政府、法的組織または州または中央政府直轄地区の地方当局への広告サービスにおいては、契約または合意に従い決定され、契約または合意において記載がない場合には別途定めるものとされる。

### (2) サービスの提供者またはサービスの受領者のいずれかがインド国外に存在する場合のサービス取引

サービスの提供者またはサービスの受領者のいずれかがインド国外に存在する場合のサービス取引において、供給が行われた場所は原則としてサービスの受領者の所在地となる。通常の事業遂行上においてサービスの受領者の住所が利用可能でない場合にはサービスの提供者の住所となる。

一方で特定のサービスに関しては例外規定を設けている。以下では例外的にサービス取引での供給が行われた場所が定められている取引を説明する。

①実際にサービスが提供された場所がサービス取引における供給が行われた場所となる場合

- サービスの受領者が物品を実際に利用にすることが必要となるサービス

- サービスの受領者またはその代理人自身に直接提供されるサービス

#### ②不動産に関連するサービス

不動産に関連する専門的サービス、不動産エージェント、ホテル、ゲストハウス、ホームステイ、クラブ、ハウスボート、その他の宿泊用船舶などの宿泊用施設を用いた宿泊、結婚式、披露宴、ビジネス、その他の目的で不動産を利用させる場合には、不動産、ハウスボートなどの所在地が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

#### ③各種イベント・展示会の設営等

文化・芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントイベント、またはカンファレンス、フェア、展示会、祝賀会等の類似のイベントの設営、これに付随するサービスに関しては、実際にイベントが開催された場所がこれらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

④サービスの供給業者の所在地がサービス取引における供給が行われた場所となる場合

- 銀行口座所有者への銀行、金融機関または銀行以外の金融会社が提供するサービス
- 仲介サービス
- 1カ月の期間内で、飛行機および船舶を除く(ヨットを含む)輸送手段を利用するサービス

#### ⑤物品の輸送サービス

郵便および宅配業を除く、物品の輸送サービスにおいては物品の到着地がサービス取引における供給が行われた場所となる。

## ⑥乗客の輸送サービス

乗客の輸送に関するサービスにおいては、継続的な旅行のために輸送機器に乗り込む場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

## ⑦乗客輸送中のサービス

乗客を輸送中に提供されるサービスにおいては、旅行に出発するために最初に輸送機器に乗り込んだ場所が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。

## ⑧インターネットサービス

オンラインでの情報およびデータベースへのアクセスまたは復旧サービスに関しては、サービスの受領者の所在地が、これらのサービス取引における供給が行われた場所となる。



石倉 瞬 (いしくら しゅん)  
日本国公認会計士  
エス・シー・エス国際会計事務所  
Corporate Catalyst (India)  
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



【China】

# 中国における税関調査 ～ロイヤルティーへの課税動向～

王 銳 深圳市中弘伝智諮詢有限公司

## 1. ロイヤルティー調査が多発している背景および現状

昨今、税関調査への対応にかかるご照会が増えている。ある税関調査官によると、今後5年程度にわたり、ロイヤルティーと関連取引の申告価格（税関分野での「移転価格」）に関する調査が確実に多発するという。税関調査、特にロイヤルティーに関する調査が今後さらに増えると考えられる背景は次のとおりである。

- 中国の輸入金額が下がっており、税関が税収不足に悩んでいる。
- 中国の貨物貿易が一貫して黒字であるのに対して、サービス貿易は赤字が続いている。
- これまで、中国から外国へ送金されてきたロイヤルティーに対して、税関が輸入関税と輸入増値税を課税する比率が著しく低い（政府内部で税関が指摘を受けたとの情報もある）。

このような背景の下、最近になって税関が企業に対し、厳しくロイヤルティー調査を実施し、税金の徴収を目指していると推察される。

## 2. ロイヤルティーに関する中国税関規定

「中華人民共和国税関の輸出入貨物の課税価

格に関する査定弁法」<sup>1</sup>によると、規定された加算項目が取引価格に含まれていない場合、当該項目を課税価格に加算しなければならない。加算項目の一つは、荷受人が荷送人、あるいは関係側に直接、間接に支払ったロイヤルティーである。

ロイヤルティーとは、特許権、商標権、技術ノウハウ、著作権、ディストリビューション権、販売権の許諾あるいは譲渡に係る費用を指す。ただし、以下のいずれかに該当する場合、輸入貨物の課税価格に加算する必要がない。

- ロイヤルティーと輸入貨物が関連しないこと。

例えば、特許またはノウハウのために支払うロイヤルティーについて、下記のいずれかに該当する場合、ロイヤルティーと輸入貨物が関連していると見なされる。

- ✓ 特許またはノウハウを含むもの
- ✓ 特許方法またはノウハウを用いて生産されたもの
- ✓ 特許またはノウハウを実施するために設計され、または製造されたもの

<sup>1</sup> 中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法

- ロイヤルティーの支払いを、輸入貨物を中国に販売する条件としないこと。

下記のいずれかに該当する場合、ロイヤルティーの支払いを、輸入貨物を中国に販売する条件としたと見なされる。

- ✓ 買主がロイヤルティーを支払わなければ、輸入貨物を購入することができない場合
- ✓ 買主がロイヤルティーを支払わなければ、関連貨物を契約に定めた条件で成約できない場合

### 3. ロイヤルティー調査における税関による照会と対応に関するアドバイス

上述したように、ロイヤルティーにはさまざまな種類があるが、これからは実務上、**最も多い技術に関するロイヤルティー**を例に取り上げる。

#### (1) 日本親会社と締結した契約書

税関からは通常、以下の書類の提出を要求されることが多い。

- ロイヤルティー契約書
- 輸入貨物の売買契約書
- 技術に関する資料、図面、仕様書等
- 輸入貨物、中国現地にて生産する製品に関する資料
- ロイヤルティーに関する計算資料、監査報告書など

#### 1. ロイヤルティー契約書における条項

筆者が対応した複数の案件から勘案すると、税関が最も重視するのは、ロイヤルティー契約書の内容である。実務上においても、ロイヤルティー契約書の中に輸入貨物に関する表現が多く、ロイヤルティーと輸入貨物が関連していると指摘されることが多い。

#### 2. 輸入貨物の売買契約書

一方、部材などの輸入貨物の売買契約書には「中国子会社は別途締結したロイヤルティー契約書に基づき、日本会社から本契約に定める部品を購入する」というような表現がよく見られる。こういった表現があると、ロイヤルティー契約が部品輸入の前提条件になると税関に判定される恐れがある。

#### **アドバイス**

これまで、ロイヤルティー契約書の作成は、主に技術等の無形資産を保護する観点から作成されることが多く、法人税などの税務への影響を考慮することはあっても、税関の観点から検証されたことはほとんどないと思われる。従って、上記のような不利な表現を契約書に記載されるケースが多く見られる。

税関が調査において契約書の内容を確認し、それにより「ロイヤルティーとの関連あり」といった先入観を持たれてしまうと、後で挽回することが非常に難しくなる。まだ調査を受けていない企業にとっては、一刻も早く契約書を見直すことを提案したい。

## (2) ロイヤルティーと輸入貨物の関連性

税関から、下記のような照会を受けるケースは少なくない。

- 技術がないと輸入貨物を製造できないのではないか？
- 特別な技術などないのに、なぜわざわざ輸入するのか？

### アドバイス(抗弁案の一例)

ロイヤルティーの対象技術とは異なる技術であることを主張する。実際の状況に応じて、輸入貨物に含まれている技術(技術 A)と、ロイヤルティー契約にある中国現地で製品を生産する技術(技術 B)とがまったく異なることを説明する。

## (3) ロイヤルティーの支払いに関する計算式

ロイヤルティーの計算式には以下のものがある。

$$\text{ロイヤルティー} = (\text{製品の売上高} - \text{輸入貨物の原価}) \times \text{比率}$$

企業側は通常、製品の販売価格から輸入貨物の価値を差し引いた後の付加価値部分に対してロイヤルティーを請求するため、支払うロイヤルティーは輸入貨物と関係がないことを証明したいところである。

しかし残念ながら、ほとんどの税関は上記の説明に納得せず、いかなる計算式でもロイヤルティーと輸入貨物に関係がないような結論を出せないのが現状である。

## 4. 課税すべきロイヤルティーの計算方法

これまで筆者が取り扱った案件からすると、多くの税関はロイヤルティーに課税しようとするが、ロイヤルティーの全額に対して課税することまでは要求してこない。税関もロイヤルティーの一部のみが輸入貨物と関係していることを認め、事実に基づき、相当する部分への課税を行おうとする。従って、通常、税関は技術契約の明細をもとに輸入貨物の課税価格に加算すべき部分を分別・判定し、該当する部分のみに対して税金の納付を要求する。しかし、多くの企業は、技術の対価と技術の明細との対応を明確にしていない、もしくは技術の明細を証明できないため、計算方法について税関と時間をかけて交渉することが多い。

### アドバイス

- いったん計算方法が確立されると、その後も継続的に同じ方法で計算される可能性が高いため、出来る限り会社にとって有利な計算方法を主張する。
- 税関もはっきりと計算方法の根拠を提示できないケースが多く、納税する前提においては、会社が自分にとって有利な方法を積極的に提案したほうがベター。
- 税関も内部説明と審査が必要なため、可能であれば客観的な事実に基づく計算方法が望ましい。

## 5. 輸入通関申告書の記入について

税関総署は 2016 年 3 月、「中華人民共和国税関輸出入貨物申告書の記入規範」の改訂に関する公告を公布し、輸出入貨物通関単の書式および記入

内容を変更した。そのうち、必須記入項目として、「特殊関係の確認」、「価格の影響の確認」および「ロイヤルティー支払いの確認」という、価格の査定と関連する三つの項目が追加された。

従来、税関が調査において、企業の支払ったロイヤルティーの輸入課税の必要性を指摘することもあったが、上記公告の施行に応じて、ロイヤルティーに対する課税要否の判断を通関申告段階に移行し、また、企業の自主判断・申告義務を明らかにした。これにより、中国税関は今後いっそう、ロイヤルティーに対する課税管理を強めるものと考えられる。

通関申告にあたって、企業が「ロイヤルティー支払の確認」を「なし」と選択したが、税関にロイヤルティーの存在を把握あるいは認定された結果、最終的に「あり」となった場合、「申告不実」として処罰される恐れがある。このような場合、以下の税関リスクが生じうる。

- 直近三年間の関税および輸入増値税の追納、延滞金、罰金
- 企業信用格付けに影響
- 全面的な税関調査を引き起こし、極端な場合、刑事責任が問われる

#### <計算例>

- ① 課税すべきロイヤルティー: 1,000 万人民元/年
- ② 過去3年間の関税、輸入増値税の追納、および延滞金・罰金の課税
- ③ 関税率: 10%

と仮定した場合、過去3年間のロイヤルティー未納分にかかる課税額は下記の計算式のとおりとなり、合計 1,276 万元、そのうち、税金の合計は 861 万元に上る。

関税(3年)追納額 = 1000 万元 × 10% × 3年 = 300 万元

増値税(3年)追納額 = (1000 万元 + 100 万元) × 17% × 3年 = 561 万元

延滞金(3年)追納額 = [(100 万元 + 187 万元) × 0.05% × 365 日 × 2年] + [(100 万元 + 187 万元) × 0.05% × 365 日 × 1年] = 157 万元

※ 注: 延滞金の滞納期間は納付締切日から実際の追加納付日までの期間となる。本案件では、毎年輸入税金の締切は 12 月 31 日とし、実際の追加納付日は三年目の 12 月 13 日とする。そうすると、一年目の輸入税金の滞納期間は二年間、二年目の輸入税金の滞納期間は一年間、三年目の輸入税金は滞納していないため、延滞金は発生しない。

罰金(3年) = (300 万元 + 561 万元) × 0.3 = 258 万元

延滞金と罰金はかからない可能性もあるが、税関との交渉、および最終的な税関の判定によるところが大きい。

万が一、上記のように 100 万元以上の罰金を課される場合、「信用喪失企業」という税関分類の中で最低の分類に格下げされてしまい、今後の輸出入通関に対して大きく影響する。また、ロイヤルティ

一の課税が確立された場合、今後、継続的に納税することになるため、以降の年度においても税金コスト増になる。

## 6. 税関が提唱する「自己調査」

近年、税関は企業の自己調査による自主納税を奨励しており、ロイヤルティーの調査にも適用される。自己調査のメリットとデメリットは以下の通りである。

### <メリット>

- 税関調査の過程を短縮できる。他の税関問題とともに処理できる。
- 過年度分を追納する場合、罰金の軽減あるいは免除を申請できる(税関分類の格下げリスクをある程度回避できる)。
- 会社にとって比較的有利な課税方法を主張できる。

### <デメリット>

- ロイヤルティーの課税が確立される。今後も継続的に納税する必要があり、税コスト増になる。
- 他の中国関連会社に影響を与えるリスクがある。

よって、会社は実際の状況に基づき、かつグループ全体への状況等も含め全般的に考慮した後、ロイヤルティーの課税を認めるか否かを判断することをお勧めする。



王鋭 (Richard Wang)

深圳市伝智コンサルティング有限公司  
パートナー  
中税諮詢グループシニアパートナー  
中国公認会計士



四大監査法人に 10 年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012 年に独立し、伝智コンサルティングを創設。中税諮詢グループの主要メンバー。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



# 【China】解説・中国ビジネス法務 第 27 回 改正「外商投資産業指導目録」

趙 唯佳 森・濱田松本法律事務所

中国政府は、外商投資を誘致する基本方針および政策として、1995 年に最初の「外商投資産業指導目録」(以下「指導目録」という)を公布した。その後、国家の経済発展の状況および産業バランスに応じて、「指導目録」を数年ごとに修正してきた。2017 年6月 28 日、国家発展改革委員会および商務部は共同で「外商投資産業指導目録(2017 年改正)」を公布し、当該 2017 年版「指導目録」は 17 年 7 月 28 日から施行された。

本稿では、当該 2017 年版「指導目録」と、従来の 2015 年版「指導目録」と比較した主な修正点を紹介する。

## 1. 2017 年版指導目録の構成

### 1. 外商投資の「届出制」への変更

外商投資企業の設立および変更手続きは従来、商務部門による審査認可を必要とする「審査認可制」が実行されてきた。しかし全国人民代表大会常務委員会が 16 年9月3日、「『中華人民共和国外資独資企業法』など4つの法律の改正に関する決定」を公布し、審査認可制を届出制に変更した。具体的には、「外商投資参入特別管理措置」に関わらない外商投資企業の設立および変更は、商務部門による審査認可が不要になり、届出手続きを行えば足りる。「外商投資参入特別管理措置」に関わる場合は、例外として引き続き商務部門の審査認可を必要とする。しかし、上記決定自体は、当該「外商

投資参入特別管理措置」が具体的に何を指すかは明確になかった。これを受けて、国家発展改革委員会および商務部は、16 年 10 月8日に 2016 年第 22 号公告を公布し、上記決定でいう「外商投資参入特別管理措置」の範囲は、(当時有効の)2015 年版「指導目録」における下記のものとした。

- ① 制限類に分類されている業種
- ② 禁止類に分類されている業種
- ③ 奨励類に分類されているものの、持分支配もしくは企業の高級管理職に関する制限がある業種

即ち、「外商投資参入特別管理措置」に関わる業種は、2015 年版「指導目録」のもとでは、制限類、禁止類、奨励類に分散している状態になっていた。

### 2. 2017 年版「指導目録」の「ネガティブリスト」

2015 年版「指導目録」は、1995 年の最初の指導目録から同様の構成を採用しており、「奨励類」、「制限類」および「禁止類」により構成される<sup>1</sup>。これに対し 2017 年版「指導目録」は、従来の制限類および禁止類を統合させ、外商投資参入特別管理措置(即ち「ネガティブリスト」とした。したがって、2017

<sup>1</sup> 外商投資プロジェクトは、奨励、許可、制限および禁止の 4 種類に分類される。奨励類、制限類および禁止類の外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」に列挙する。奨励類、制限類および禁止類に属さない外商投資プロジェクトは、許可類の外商投資プロジェクトとする。許可類の外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」に含めない。(「外商投資の方向を指導する規定」第 4 条)

年版「指導目録」は、奨励類とネガティブリストによって構成され、ネガティブリストには制限類（投資に商務部門の審査認可を要するもの）および禁止類（投資を禁止するもの）を含む構成になった。ネガティブリストに記載がないプロジェクトであれば、認可は不要であり、届出手続きで足りることになる<sup>2</sup>。

### 3. 奨励類およびネガティブリストのいずれにも列挙されている業種

2015 年版指導目録では、審査認可を要する業種のうち、「奨励類に分類されているものの、持分支配もしくは企業の高級管理職に関する制限がある業種」は、奨励類の目録にのみ記載されていた。この部分について、2017 年版「指導目録」は、奨励類で当該業種を記載しながら、さらに「ネガティブリスト」の下「制限類」部分において業種および当該業種に対する制限内容を列挙する形式を取った。

即ち、奨励類とネガティブリストは両方で視点が異なるため、重複する項目が出てくる。これらの項

目は、国として投資を奨励するが、無条件で投資を認めるのではなく、認可を通じてコントロールすべきプロジェクトである。例えば、原子力発電所の建設運営は、2017 年版「指導目録」の奨励類第 292 項に該当すると同時に、ネガティブリスト第 12 項（中国側の持分支配）にも該当する。この場合には奨励類の優遇政策を受けられると同時に、当該外商投資企業は中国側の持分支配という要求を満たさなければならず、かつその設立および変更について審査認可を受ける必要がある。

奨励類目録とネガティブリスト（制限類）にて重複する 11 の項目は次頁表 1 のとおりである。

## II. 目録の内容の変更

下表に示すとおり、2017 年版「指導目録」においては、2015 年版「指導目録」よりも外資制限措置が減少し、特にサービス業、製造業および採掘業における制限が緩和されている。一方で、禁止類の項目が一部追加されている（次頁表 2）。

### 1. 規制緩和

#### (1) サービス業

道路旅客輸送、外国船の積荷検査、信用調査および格付けサービス、会計・監査、大型の農産物卸売市場の建設・運営、総合水利拠点の建設・運営等の分野の外資参入制限が撤廃された。

#### (2) 製造業

軌道交通輸送設備の製造、自動車電子バスネットワーク技術、電気式パワーステアリング電子制御器の研究開発および製造、新エネルギー自動車のエネルギーパワーバッテリーの製造、オートバイの製造、海洋工事装置（モジュールを含む）の製造

<sup>2</sup> ただし、内外資に共通する制限又は禁止措置があるものは、ネガティブリストに含まれていない（「外商投資参入ネガティブリスト」説明 1 項）。その具体的な内容について、商務部は次のように述べている（16 年 12 月 7 日、国家発展改革委員会、商務部による「『外商投資産業指導目録』修正案の公開意見募集に関する公告」）。

- 制限されるものとして、①大型テーマパークの建設、運営、②小規模電力網の範囲内における単機出力 30 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮火力発電所、単機出力 10 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮・抽出両用ユニットコジェネレーション発電所の建設、運営がある。
- 禁止されるものとして、①「野生薬材資源保護管理条例」および「中国希少絶滅危惧保護植物リスト」に列記される漢方薬材料の加工、②象牙の彫刻、③虎骨の加工、④大規模電力網の範囲内における単機出力 30 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮火力発電所、単機出力 20 万キロワット以下の石炭燃焼蒸気凝縮・抽出両用コジェネレーション発電所の建設、運営、⑤軍事、警察、政治および党学校等の特殊領域の教育機関、⑥ゴルフ場、別荘の建設、⑦軍事施設の安全および使用機能を脅かすプロジェクト、⑧賭博業（賭博性の競馬場を含む）、⑨風俗業がある。

【表1】奨励類目録と制限類目録とが重複する項目

|    | 奨励類                                         | 制限類                                                                                    |
|----|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 11. 石油、天然ガスの探査、開発                           | 2. 石油、天然ガス(炭層ガスを含む。オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く)の探査、開発(合併、合作に限定)                          |
| 2  | 211. 民間用航空機の設計、製造および整備<br>: 幹線、支線の航空機、汎用航空機 | 9. 幹線、支線航空機の設計、製造および整備、…(中国側の持分支配)                                                     |
|    |                                             | 10. 汎用航空機の設計、製造および整備(合併、合作に限定)                                                         |
| 3  | 213. 民間用ヘリコプターの設計および製造                      | 9. …3トン級以上のヘリコプターの設計および製造、…(中国側の持分支配)                                                  |
| 4  | 215. 水陸両用飛行艇の製造および無人機、軽航空機の設計および製造          | 9. …水、陸用飛行艇の製造ならびに無人機、軽航空機の設計および製造(中国側の持分支配)                                           |
| 5  | 292. 原子力発電所の建設、運営                           | 12. 原子力発電所の建設、運営(中国側の持分支配)                                                             |
| 6  | 294. 電力網の建設、運営                              | 13. 電力網の建設、運営(中国側の持分支配)                                                                |
| 7  | 301. 幹線鉄道網の建設、運営                            | 15. 幹線鉄道網の建設、運営(中国側の持分支配)                                                              |
| 8  | 307. 民間飛行場の建設、運営                            | 18. 民間用飛行場の建設、運営(中国側の相対的持分支配)                                                          |
| 9  | 308. 公共航空輸送会社                               | 19. 公共航空輸送会社(中国側が持分支配し、かつ一つの外国投資家およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表者が中国国籍を有していなければならない)   |
| 10 | 309. 農業、林業、漁業汎用航空会社                         | 20. 汎用航空会社(法定代表者が中国国籍を有していなければならない、そのうち農業、林業、漁業汎用航空会社は合併に限定し、その他の汎用航空会社は中国側の持分支配に限定する) |
| 11 | 310. 国際海上輸送会社                               | 17. 国際海上輸送会社(合併、合作に限定)                                                                 |

【表2】目録の内容の変更

|              | 奨励類措置 | 奨励類措置のうち持分、高級管理職に係る要求がある措置 | 制限類措置 | 禁止類措置 |
|--------------|-------|----------------------------|-------|-------|
| 2015年版「指導目録」 | 349   | 19                         | 38    | 36    |
| 2017年版「指導目録」 | 348   | 35                         |       | 28    |

および整備、船舶用低速・中速ディーゼルエンジン  
 およびクランクシャフトの製造、民間用衛星の設計  
 および製造、民間用衛生ペイロードの製造、食用油  
 脂加工、白米・小麦粉・粗糖の加工、トウモロコシの

付加価値加工、バイオ液体燃料(燃料アルコール、  
 バイオディーゼル)の生産等の分野の外資参入制  
 限が撤廃された。

【表3】禁止類新規追加措置

| 2015 年版「指導目録」禁止類                                                                                                                                                     | 2017 年版「指導目録」禁止類                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21. 測地測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政図、全国行政図、省級以下の行政図、全国教材地図、地方教材地図およびリアル 3D 地図の作成、ナビゲーション用電子地図の作成、地域的な地質マッピング、鉱産地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査 | 17. 測地測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、 <u>地上移動測量</u> 、行政区域境界測量製図、地形図、世界行政図、全国行政図、省級以下の行政図、全国教材地図、地方教材地図およびリアル 3D 地図の作成、ナビゲーション用電子地図の作成、地域的な地質マッピング、鉱産地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査               |
| 25. ニュース機構                                                                                                                                                           | 20. ニュース機構( <u>通信社を含むがこれに限らない</u> )                                                                                                                                                                |
| 26. 書籍、新聞、定期刊行物の出版業務                                                                                                                                                 | 21. 書籍、新聞、定期刊行物の <u>編集</u> 、出版業務                                                                                                                                                                   |
| 27. 音響映像製品および電子出版物の出版、制作業務                                                                                                                                           | 22. 音響映像製品および電子出版物の <u>編集</u> 、出版、制作業務                                                                                                                                                             |
| 28. 各級のラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、観測台、有線放送テレビ放送ネットワーク)                     | 23. 各級のラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、観測台、有線放送テレビ放送ネットワーク)、 <u>ラジオ・テレビのオンデマンド配信業務および衛星テレビ放送地上受信施設の取付サービス</u> |
| 29. ラジオ・テレビ番組の制作運営会社                                                                                                                                                 | 24. ラジオ・テレビ番組の制作運営( <u>導入業務を含む</u> )会社                                                                                                                                                             |
| 31. ニュースサイト、ネットワーク出版サービス、ネットワーク視聴番組サービス、インターネットオンラインサービスの営業場所、インターネットカルチャーの運営(音楽を除く)                                                                                 | 26. <u>インターネットニュース情報サービス</u> 、ネットワーク出版サービス、ネットワーク視聴番組サービス、インターネットオンラインサービスの営業場所、インターネットカルチャーの運営(音楽を除く)、 <u>インターネット情報公衆伝送サービス</u>                                                                   |
|                                                                                                                                                                      | 28. <u>人文社会科学研究機構</u>                                                                                                                                                                              |

## (3) 採掘業

オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等の非在来型ガスの探査および開発、貴金属の探査および開発、リチウム鉱の採掘等、希少金属の製錬等の分野における外資参入制限が撤廃された。

## 2. 禁止類新規追加措置

2015 年版と比較し、2017 年版「指導目録」は、一部の外商投資禁止分野を追加した。主に文化宣伝活動に関わるもので、詳細は表3(前頁)の通りである(太字下線部分は禁止類として新たに追加されたものである)。特に、従前は書籍、新聞、定期刊行物の出版業務が禁止されていたが、編集業務も禁止されるようになった。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA &amp; MATSUMOTO

**趙 唯佳**  
(ちょう ゆいか)

森・濱田松本法律事務所  
弁護士(中国)

中国で日本語を専攻した後、日本に留学。2007 年慶應義塾大学大学院卒業後、森・濱田松本法律事務所入所。日中間 M&A、JV などの対中投資案件、契約法務、コンプライアンス、独占禁止案件、労働問題、紛争解決、中国企業の日本 IPO 案件等の様々な中国関連業務を担当。高度な日本語能力と長年積み重ねてきた渉外法務の豊富な経験を生かし、企業法務全般を取り扱っている。



【Hong Kong】

# 香港証券取引所

## ～新たな取引市場の創設に向けた動き～

河原 雄亮 西村あさひ法律事務所

### 1. はじめに

香港取引所(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)の完全子会社である香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited、以下、SEHK)は、本年6月16日、現在運営している取引市場であるメインボードとGEM(Growth Enterprise Market)に加えて、新たな取引市場となるニューボードの創設を提案するコンセプトペーパー(以下、本コンセプトペーパー)を公表しました<sup>1</sup>。

本コンセプトペーパーでは、香港は、IPOのリーディングマーケットとしての地位を確立している一方で、世界の他の取引所と比較すると、国際的な企業の割合が小さいことや<sup>2</sup>、バイオテクノロジー、ヘルスケアテクノロジー、ITサービス等の新規産業分野(“New Economy”)の企業の割合が小さいこと<sup>3</sup>等が問題点として認識されており、国際的金

融センターとしての地位をいっそう高めるための方策として、ニューボードの創設が提案されています。ニューボードは、現在は認められていない加重投票権が付された議決権種類株式(Weighted voting rights、以下、WVR)を発行している会社の上場を認めるなど、その創設が実現した場合に市場へ及ぼす影響が、発行者および投資者のいずれにとっても大きなものとなることが予想されます。本稿では、本コンセプトペーパーで提案されているニューボードの概要について、簡単にご紹介します。

### 2. ニューボードの概要

#### (1) ニューボード・プロとニューボード・プレミアム

ニューボードは、新規産業分野の企業に関して、香港の投資家に対して多様な投資機会を提供するとともに、より幅広い発行者の資金調達ニーズに応えるためにその創設が提案されるに至ったものです。特に、現在の取引市場においては上場が認められていない、上場時点で利益を生み出す段階に至っていない会社(pre-profit companies)、ガバナンスの構造が通常と異なる会社(non-standard governance features)および香

1

<http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2017/170616news.htm>

<sup>2</sup> 過去10年間に上場した国際的な企業を時価総額ベースでみた場合、本年6月時点で、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびNASDAQがそれぞれ55%、30%および20%となっているのに対し、香港証券取引所は11%にとどまっているとの統計データが引用されています。

<sup>3</sup> 過去10年間に上場した新規産業分野の企業を時価総額ベースでみた場合、本年6月時点で、NASDAQ、ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所がそれぞれ

60%、47%および14%となっているのに対し、香港証券取引所は3%にとどまっているとの統計データが引用されています。

港でのセカンダリー上場を目指す中国の会社が念頭に置かれたものと考えられます。

ニューボードは、投資家のリスク許容度に応じて、投資家保護の水準が異なる二種類のセグメント、具体的には、アーリーステージの企業を対象とするニューボード・プロと、メインボードの財務要件およびトラックレコード要件を満たすものの、ガバナンス構造が通常と異なるためメインボードへの上場が認められない企業を対象とするニューボード・プレミアムとに分けられています。ニューボード・プロについては、専業投資家(professional investor)のみが投資可能とされる半面、新規上場の要件は「軽め」のものが適用されるのに対し、ニューボード・プレミアムについては、一般投資家も投資可能とされ、より厳格な規制が適用されるとされています。

## (2) 上場基準

ニューボード・プロにおいては、上場時の時価総額が2億香港ドル以上でなければならないとされるものの、その点を除いて、財務要件やトラックレコード要件は課されません。ただし、流動性確保の観点から、現在 GEM に適用される要件と同様の要件、すなわち、上場時の株主が 100 名以上で、かつ、浮動株の割合が 25%以上であることが必要とされています。他方、2013 年9月に証券先物取引委員会 (Securities and Futures Commission) および SEHK によって共同で発表された外国会社の上場に関する Joint Policy Statement(以下、JPS)に基づき必要とされる香港と同等の株主保護に関する構造については、これを備える必要はありません<sup>4</sup>。また、JPS が求め

る“centre of gravity”テストは適用されず、中国の企業のセカンダリー上場にかかる制限はありません。

これに対し、ニューボード・プレミアムにおいては、メインボードに適用される要件と同等の財務要件およびトラックレコード要件が課され、JPS に基づき必要とされる香港と同等の株主保護に関する構造についても、原則としてこれを備える必要があるとされています。ただし、米国の承認された取引所(Recognised US Exchange)<sup>5</sup>にすでに上場されている企業については、この株主保護に関する構造の同等性要件を満たす必要はないとされています。JPS が求める“centre of gravity”テストが適用されず、中国の企業のセカンダリー上場にかかる制限がないとされている点は、ニューボード・プロと同様です。

## (3) スポンサーの役割

ニューボード・プレミアムにおいては、既存の取引市場における場合と同様、スポンサーを選任することが求められるとされています。これに対し、ニューボード・プロにおいては、投資家が専業投資家に限定されていることに鑑み、より軽微な仕組み、具体的には財務アドバイザー(Financial Adviser)の選任を求めるとされています。なお、財務アドバイザーとしては、証券先物条例 (Securities and Futures Ordinance)上のタイプ6の

の要件として、適用除外が認められる場合を除き、特別多数決に関する事項、監査役(auditor)の選任等の株主保護に関する基準に従うことを定めています。なお、どのような場合に適用除外が認められるかは、(a)当該取引市場の種類(メインボードか GEM か)、(b)当該外国会社の設立準拠法および(c)上場の方式(プライマリー上場かセカンダリー上場か)によって異なります。

<sup>5</sup> ニューヨーク証券取引所と NASDAQ がこれに該当します。

<sup>4</sup> JPS は、外国会社が香港の取引市場に上場するため

|                        | ニューボード・プロ      | ニューボード・プレミアム         |
|------------------------|----------------|----------------------|
| 対象投資家                  | 専業投資家のみ        | 一般投資家も含む             |
| 上場時最低時価総額              | 2 億香港ドル        | 5 億香港ドル <sup>7</sup> |
| その他の財務要件               | 適用なし           | メインボードと同様            |
| 中国の会社の<br>セカンダリー上場     | 制限なし           | 制限なし                 |
| WVR 発行会社の上場            | 可能             | 可能                   |
| スポンサー等の選任              | 財務アドバイザーの選任が必要 | スポンサーの選任が必要          |
| 目論見書要件 <sup>8</sup>    | 適用なし           | 適用あり                 |
| 継続開示等 <sup>9</sup> の基準 | メインボードと同様      | メインボードと同様            |

ライセンス<sup>6</sup>を保有する会社が想定されています。

#### (4)WVR 発行会社に適用される要件

ニューボードへの上場申請をする会社が WVR を発行している場合については、二種類のアプローチが提案されています。一つ目のアプローチは、発行会社の開示義務を課すというもので、WVR を発行しているという事実のほか、例えば、(i)WVR 保有者に関する情報、(ii)WVR 保有者の議決権行使および(iii)WVR の譲渡に関する情報の開示が考えられる旨が示されています。二つ目のアプローチは、開示義務を課すことに加えて、一定の措

置を講じることを義務づけるというもので、例えば、(i)WVR を保有できる者の類型を限定すること、(ii)WVR 保有者が発行会社に対する一定以上の割合出資持分(equity)を継続的に保有することを義務づけること、および(iii)WVR の譲渡に譲渡制限を課すことが示されているほか、WVR を発行している状態をあらかじめ定めた期間をもって解消することを要求すること(いわゆるサンセット条項)が示されています。

#### (5) まとめ

上記(1)から(4)まででご紹介したものを含め、ニューボード・プロおよびニューボード・プレミアムの上場制度として提案されている主な内容をまとめると、上表のとおりです。

### 3. 今後の見通し

SEHK は、本コンセプトペーパーの公表と同時に、メインボードおよび GEM の上場規則の見直しに関するコンサルテーションペーパー<sup>10</sup>を公表しており、8月 17 日には、同コンサルテーションペー

<sup>6</sup> 規制対象行為(regulated activity)のうち、企業金融に関する助言(advising on corporate finance)についてのライセンスを指します。

<sup>7</sup> 後記 3 に記載のとおり、本コンセプトペーパーと同時に、メインボードおよび GEM の上場規則の見直しに関するコンサルテーションペーパーが公表されており、メインボードの最低時価総額を 2 億香港ドルから 5 億香港ドルに引き上げる改正が提案されています。

<sup>8</sup> 会社(清算および細則)条例(Companies (Winding Up and Miscellaneous Provisions) Ordinance)の目論見書に関する要件およびメインボードの目論見書に関する要件を指します。

<sup>9</sup> 具体的には、(a)重要な情報(material information)の適時開示、(b)所定の会計基準に基づく財務書類の公表、(c)届出および関係者取引ルール(Notifiable and connected transaction rules)、(d)取締役の適正および独立取締役、(e)会社秘書役の選任、(f)定時総会、(g)一定の重要事項についての特別多数決、ならびに(h)既存株主の先買権が示されています。

<sup>10</sup>

<http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/mktconsul/Documents/cp2017062.pdf>

パーおよび本コンセプトペーパーに対する意見募集が締め切られました。

ニューボードの特徴の一つとして、WVR 発行会社の上場を認める点を指摘することができますが、WVR 発行会社の上場制度の導入については、過去に見送られた経緯もあり<sup>11</sup>、現時点ではニューボードの創設そのものが確定している訳ではありません。もっとも、WVR 発行会社の上場が認められることになれば、例えば、ベンチャー企業による香港の資本市場へのアクセスが可能となり、投資家としても選択可能な投資機会が増えるという点で恩恵を受けることができますので、その点で、香港の国際的金融センターとしての地位の向上に繋がり得るものと考えられます。

意見募集手続きにおいて寄せられた意見を踏まえてニューボードの創設が進められることが決定された場合は、今後、詳細なルールの制定に向けた手続きが進められることが想定されます。なお、ニューボードの創設は、本稿では割愛したメインボードおよび GEM の上場規則の見直しと一体をなすものとして検討されるべきものと位置付けられていますので、その点もあわせて、引き続き注視していく必要があります。

西村あさひ法律事務所  
NISHIMURA & ASAHI

河原 雄亮 (かわはら ゆうすけ)  
アソシエイト弁護士



2007 年弁護士登録。金融庁への出向および米国留学を経て、2016～17 年 Harney Westwood & Riegels 香港へ出向。各種金融取引、国際取引のほか、金融規制に関するアドバイスを数多く行う。香港関連案件にも関与。

<sup>11</sup>

<http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2015/151005news.htm>



【Hong Kong】

# 外国子会社合算税制改正の概要と 在香港日系企業への影響

山口和貴 Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

## 概要

外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)とは、税負担の著しく低い国・地域(軽課税国)の子会社等を利用した租税回避行為に対処するため、軽課税国に所在する外国関係会社の所得をその持分に応じて、日本の親会社の所得に合算して課税する制度です。

外国子会社合算税制は、国際的には CFC (Controlled Foreign Company)税制と呼ばれますが、OECD の BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プ

ロジェクトの行動計画3において、望ましい CFC 税制のあり方が検討され、2015 年 10 月に最終報告書が公表されています。当該報告書では、CFC 税制の柔軟な制度設計を容認しつつも、外国子会社の経済実態に即して課税すべきという BEPS プロジェクトの基本的考え方を踏まえた制度設計が示されています。

日本においても、BEPS 最終報告書を受け、平成 29 年度税制改正において改正が行われました。改正は、外国関係会社の 18 年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【図表1】改正の概要

|   | 改正内容                                                               | 課税<br>インパクト  |
|---|--------------------------------------------------------------------|--------------|
| ① | 外国関係会社の判定における、実質支配基準の導入と間接保有割合の算定方法の改正                             | 強化           |
| ② | ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックスおよびブラックリスト国所在の外国関係会社(租税負担割合 30%未満)に対する課税を新設 | 強化           |
| ③ | 特定外国子会社判定のためのトリガー税率を廃止。他方で、事務負担軽減のための適用免除基準として税率基準を継続              | —            |
| ④ | 経済実態のある子会社を除外するための「適用除外基準」を「経済活動基準」に名称を変え一部要件の見直し                  | 一部緩和<br>一部強化 |
| ⑤ | 経済活動基準を満たすことを明らかにする書類の提出等が無い場合の推定                                  | 強化           |
| ⑥ | 部分合算対象となる「資産性所得」を「受動的所得」と名称を変え、その対象範囲を見直し                          | 強化           |
| ⑦ | 財務諸表等の添付要件の追加                                                      | 強化           |

## 改正の概要

改正の概要および改正後の外国子会社合算税制の適用判定プロセスをまとめると図表1、および図表2(次頁)の通りとなります。

これらを踏まえて、上記の改正が在香港日系企業に与える影響を解説いたします。

### ① 実質支配基準の導入

現行法では、外国関係会社は居住者および内国法人ならびに特殊関係非居住者による直接および間接の株

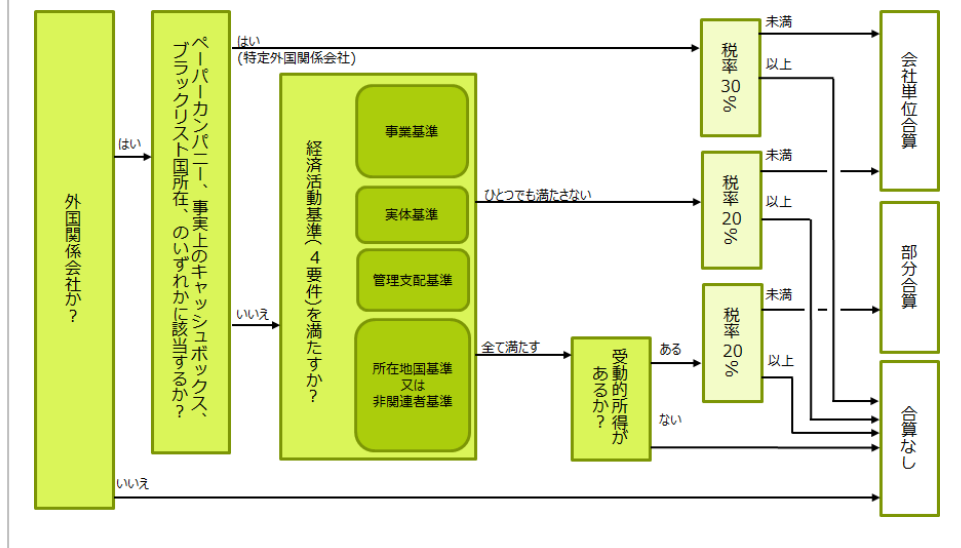
式保有割合が 50%超である外国法人と定められています。今般改正では、軽課税国に所在する資本関係の無い SPC(Specific Purpose Company)を「実質的に」支配することにより、SPC を通じて行った投資事業により稼得した利益を無税で軽課税国に留保しておくといった

租税回避行為を防止するため、実質的な支配関係に着目し、資本関係のない SPC 等も合算対象とされることになりました。

具体的には、居住者または内国法人と外国法人との間に、当該外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合において、その外国法人を外国関係会社の範囲に加えるとともに、その居住者または内国法人を本税制における合算課税の対象となる者に加えました。

香港では、ノミニー(名義人)制度によってノミニーを株主とする現地法人を設立・運営できますが、その法人は、ノミニーに支配されているのではなく、真の所有者(会社の預金口座の資金移動や契約書へのサイン権者)によって実質的に支配されています。現地法人にたまった利益は、ノミニー契約により、ノミニーではなくその真の所有者に帰属し、真の所有者はその請求権を有していることから、今回の実質支配基準に該当すると思われます。この問題に関しては、租税特別措置法の通達 66 の6-2に「(注) 名義株は、その実際の権利者が所有するものとし

【図表2】改正後の外国子会社合算税制の適用判定プロセス



て同項の規定を適用することに留意する。」という取り扱いが現在もありますが、これを更に明確化して、通達ではなく法令の中で規定するものとなります。

## ② 事実上のキャッシュボックス規制の導入

ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックスおよびブラックリスト国所在の会社(特定外国関係会社)に対する規定が創設されました。特定外国関係会社に該当する場合は、前述の判定フローの通り、経済活動基準(従来の適用除外基準)によることなく、直ちに会社単位での合算課税を行なうこととされています。

事実上のキャッシュボックスは、総資産の額に占める一定の受動的所得(詳細は後述)の割合が 30%を超える外国関係会社(ただし、総資産の額に対する有価証券、貸付金および無形固定資産等の合計額の割合が 50%を超える外国関係会社に限る)と定義されています。

香港における金融統括会社や CTC(Corporate Treasury Centers)など、総資産の大部分が有価証

券や貸付金で、かつ、その貸付金から得られる利息の金額が多額の場合、事実上のキャッシュボックスと判定される可能性があります。この場合、経済活動基準によることなく、直ちに会社単位での合算課税を行なうこととされていますので留意が必要です。

### ③ 適用除外基準の名称変更および一部要件の見直し

現行法における適用除外基準（外国子会社合算税制の適用から除外される基準）は「経済活動基準」に名称変更されるとともに、内容が一部見直されます。特に重要な見直しは、非関連者基準および所在地国基準という判定基準の見直しとなります（図表3）。

1990年代から急速に普及した広東省型来料加工（香港法人が中国華南地域との間で行う来料加工）を行う香港子会社について、製造業に該当するのか、それとも卸売業に該当するのかという解釈についての議論が以前からありました。もし、製造業に該当する場合には所在地国基準により適用除外基準を判定する必要があり、来料加工の場合には主として中国国内で製造が行われているため、主たる事業を本店所在地国で行っていることを要求する所在地国基準を満たさないこととなります。

今回の改正で、製造業を主たる事業とする外国関係会社について、本店所在地国において製造自体を行っていない場合でも、製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められる場合については所在地国基準を満たすことと

【図表3】非関連者基準および所在地国基準という判定基準の見直し

|                                                                   |                             |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <b>非関連者基準</b><br>（主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、または航空運送業の場合） | 主たる取引の50%超が非関連者との間で行われていること |
| <b>所在地国基準</b><br>（主たる事業が上記業種以外の場合）                                | 主たる事業を主として本店所在地国で行っていること    |

されました。この改正により、来料加工を行うことにより製造業とみなされていた外国関係会社が所在地国基準を満たすようになると思われます。

改正省令では、「製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められる場合」を以下のように規定しています。

〈措規22条の11②から一部抜粋〉

外国関係会社とその本店または主たる事務所の所在する国または地域において行う次に掲げる業務の状況を勘案して、当該外国関係会社とその本店所在地国においてこれらの業務を通じて製品の製造に主体的に関与していると認められる場合とする。

- 一、工場その他の製品の製造に係る施設または製品の製造に係る設備の確保、整備および管理
- 二、製品の製造に必要な原料または材料の調達および管理
- 三、製品の製造管理および品質管理の実施またはこれらの業務に対する監督
- 四、製品の製造に必要な人員の確保、組織化、配置および労務管理またはこれらの業務に対する監督

五. 製品の製造に係る財務管理（損益管理、原価管理、資産管理、資金管理その他の管理を含む）

六. 事業計画、製品の生産計画、製品の生産設備の投資計画その他製品の製造を行うために必要な計画の策定

七. その他製品の製造における重要な業務

来料加工が所在地国基準を満たすためには、これらの一～七号のすべての業務に該当する必要があるのか否かという点が議論になりますが、財務省は、「勘案して」としており、必ずしもすべての業務に該当する必要はない旨コメントしています。従って、「製造に主体的に関与していると認められる」かどうかは一～七号を踏まえて総合的に判断するということであり、中には該当しないものがあっても、所在地国基準を満たさないということにはならないようです。

#### ④ 資産性所得の名称変更および対象範囲の見直し

資産性所得の合算課税制度とは、特定外国子会社等が適用除外基準を満たして外国子会社合

算税制の適用対象金額がない場合でも、稼得した所得の中に「資産性所得」がある場合には、資産性所得だけを抜き出して親会社の所得に合算するという制度です。例えば、香港に卸売業として進出した企業に、本来は親会社がやるべき財務活動（株式の売買、債券投資等）を移管することや、必ずしも親会社が基点となってやる必要がない業務活動（工業所有権や著作権の使用貸借など）の拠点を香港に移すことにより租税回避を行っている場合、適用除外基準を満たしてその会社の所得全体については合算課税されない場合でも、特定所得（資産性所得）を抜き出して、それが合算課税されるという制度です。

今回の税制改正ではこの合算対象となる「資産性所得」を「受動的所得」として名称変更するとともに、その対象範囲の見直しが行われました。これにより、もともと合算対象となっていた配当や利子などの範囲が拡大されるとともに、有価証券の貸付の対価、デリバティブ取引損益、外国為替差損益や無形資産等の譲渡損益等も受動的所得に含められることとなりました。

受動的所得の内容をすべて説明することは紙面

【図表4】在香港日系企業に与える影響が大きい項目

| 項目        | 受動的所得の内容                                                                                                                 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利子        | 利子(以下を除く)<br>① グループファイナンスに係る一定の貸付金利子<br>② 貸金業を営み、役員・使用人が必要業務に従事するなど一定の要件を満たす外国関係会社が得る貸付金利子<br>③ 外国関係会社が行う事業の通常の過程で得る預金利子 |
| 配当等       | 持分割合 25%未満の法人から受ける剰余金の配当等                                                                                                |
| 有価証券の譲渡損益 | 持分割合 25%未満の法人の株式等の譲渡所得等                                                                                                  |
| 外国為替差損益   | 外国為替差損益（外国関係会社が行う通常事業の過程で生じるものを除く）                                                                                       |

の都合上割愛しますが、在香港日系企業に与える影響が大きい項目は図表4(前頁)の通りとなります。

利子、配当、有価証券の譲渡損益、為替差損益は、多くの在香港日系企業において発生しうるものであり、これが受動的所得として合算対象となる場合には、大きなインパクトがあります。特に、香港法人を起点としてグループファイナンスを行っている日系企業もあると思われますが、受動的所得の範囲から除外される「グループファイナンスに係る一定の貸付金利子」については、

- ・ その本店所在地国において行う金銭の貸付に係る事務所、店舗その他の固定施設を有する
- ・ その本店所在地国においてその役員または使用人が金銭の貸付等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事している

という要件が必要になります。

この要件に関する詳細を規定する通達はまだ出ていないため、どのような書類によりこの要件を満たしていることを証明するかは実務が定着するのを待つこととなりますが、事業会社が余剰資金を子会社に融資しているようなケースは基本的には受動的所得に該当し、グループのファイナンス会社のような役割を担っている金融統括会社や CTC 等、本業に近い形でグループファイナンスだけを行っている会社であれば、ファイナンスで利益を得るという経済活動を本業として行っていると判断されることから、受動的所得には該当しないと考えられます。

なお、受動的所得の合算については少額免除基準が設けられており、受動的所得の合計額が2,000万円以下または外国関係会社の税引前所得の5%以下の場合には合算課税は行わないこととされています。

### まとめ

香港では、多くの日系企業が何らかのファイナンス機能を持っていると思われますが、事実上のキャッシュボックスや受動的所得といった概念を正確に理解しておかないと、日本本社側で不測の課税が発生する可能性があります。本改正は、外国関係会社の18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなりますので、適用開始までに本改正が与える影響を調査および分析し、事前に適切な対応策を検討することが重要です。



**FG** FAIRCONSULTING GROUP

**山口 和貴**  
(やまぐち かずたか)

Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。



## 【アジア経済情報】

## マレーシア

## ～+5%程度の成長が続く見通し～

稲垣 博史 みずほ総合研究所

## 2017 年1Q の成長率は上昇

17 年1Q(1～3月期)の実質GDP成長率は、前期比年率+7.5%と前期の同+5.1%から上昇した(図表1)。個人消費は前期比年率+11.7%で、民間投資も2桁増だったと試算される。政府消費も大幅に増加した。財貨・サービス輸出は、前期比年率+21.9%と前期の同+11.8%に続いて2桁の伸び率を記録した。半導体、原油、石油製品、エレクトロニクスなどの主力製品の輸出が好調であった。財貨・サービス輸入は、最終需要が好調に伸びたことを受け、同+48.5%と急増した。純輸出の寄与度は大幅なマイナスとなった。

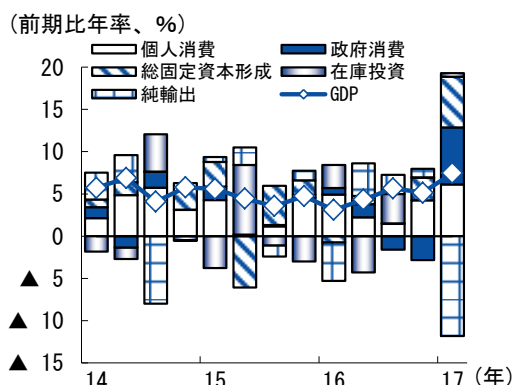
失業率は、16 年 12 月以降に低下傾向となり、直近の 17 年3月は 3.3%となった(図表2)。輸出増加を起点とする景気回復が、雇用環境を着実に改善させている。

4月のCPIの伸び率は、前年比+4.4%と前月の同+5.1%から低下した(次頁図表3)。主たる要因はガソリン価格の上昇率が低下したことである。一方、物価の基調を示すコアCPIの伸び率は、3カ月連続で前年比+2.5%となっており、足元の物価は安定的に推移していると判断できる。

製造業景況感指数は、3月に 112.7 と三四半期ぶりに 100 を超えて楽観を示した。消費者心理指数は 76.6 と 100 を下回ったものの、12 月の 69.8 から改善した(同図表4)。

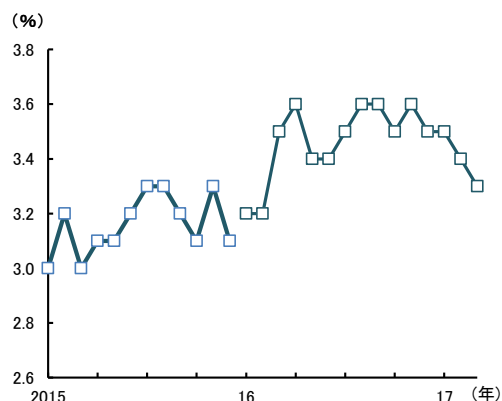
3月以降のリングの対米ドルレートは、上昇基調で推移した。米ドルが軟調推移となるなか、1 MDB 債務問題で和解の方向性が打ち出されたことや(注目点参照)、1Qの実質GDP成長率が強かったことなどがリングの支援材料となった。

図表1 実質GDP成長率



(注) 在庫投資は、全体から各項目を控除した残差。  
(資料) マレーシア統計局より、みずほ総合研究所作成

図表2 失業率



(注) 2016 年以降は新系列。  
(資料) マレーシア統計局より、みずほ総合研究所作成

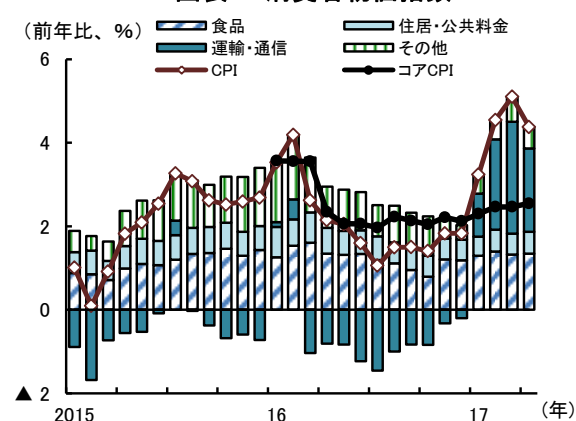
## 景気は 17 年2Q に回復ペースが一服も、その後は持ち直す見通し

17 年2Q 以降を展望すると、1Q の高成長の反動で、2Q の成長率はいったん減速することが予想される。そして、17 年後半の景気は持ち直すだろう。まず輸出は、半導体を中心に緩やかな増加基調となる見通しである。雇用環境の改善から、個人消費も堅調に推移する見通しだ。輸出企業を中心に、設備投資も増加基調が続くだろう。前

年に原油相場が底打ちしたことで原油関連の歳入増が見込まれることから、政府支出も前年ほどの緊縮型とはならないであろう。

18 年は、世界経済の回復が続くなかで、輸出が引き続き拡大、これを起点に民需も増加基調が続くとみている。実質GDP成長率は、17 年、18 年とも+5.0%と予測する。

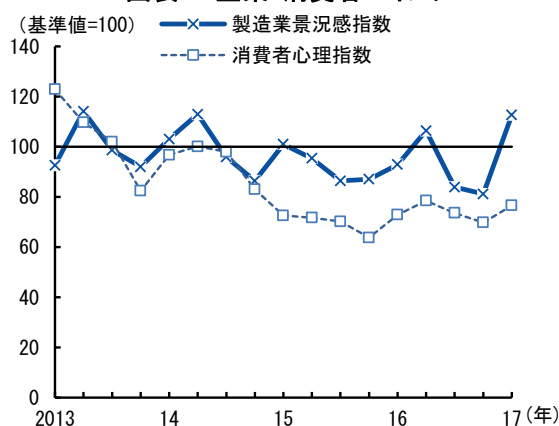
図表3 消費者物価指数



(注)コアCPIは、「生鮮食品のうち最も価格変動が激しい品目、および公定価格の品目を除く」とされ、金融政策の実務上、物価の方向性を評価するために用いられる。

(資料)マレーシア統計局より、みずほ総合研究所作成

図表4 企業・消費者マインド



((注)企業景況感指数はメーカーに対する、消費者心理指数は家計に対するアンケート調査に基づく合成指数。前者の構成要素は生産水準、新規受注、売上高、在庫、新規雇用等。後者の構成要素は財務状況、雇用、景気、物価、住宅や自動車などの購入意向等。100 超で楽観、100 未満で悲観。

(資料)マレーシア経済研究所より、みずほ総合研究所作成

### 【注目点:1MDB 債務問題が解決に向け一歩前進】

マレーシアの国営投資会社で経営不振に陥っていた 1MDB と、同社の支援を表明していたアブダビ系投資会社 IPIC は、債務返済の責任がどちらにあるかを巡り争っていたが、債務の取り扱いについてこのほど合意に達した。

これまでの経緯を振り返ると、IPIC は 2015 年に、同等資産を受け取ることを条件に 1MDB が発行した債券の元利払いを肩代わりすることなどを決めていた。しかし、1MDB が資産を引き渡したと主張したのに対し、IPIC はそうした事実はないとして利払いを一時拒否、16 年に 1MDB の債券がデフォルト(債務不履行)に陥った。結局、IPIC は後に利払いを行ったものの、1MDB とマレーシア財務省をロンドン国際仲裁裁判所に提訴、65 億米ドルの支払いを求めている。

今回の合意によると、まずマレーシア側が 17 年内に 12 億米ドルを IPIC に支払い、さらに 35 億米ドルについて 18 年に協議を開始し、20 年までに結論を出すこととなった。この問題は、最終的な解決まではまだ時間を要するものの、マレーシア側が負う可能性がある負担は合計で 65 億米ドルから 47 億米ドル程度まで減ることとなった。

## Back Issues

### 2016 年 12 月発行 第 58 号

- ・ サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～
- ・ 中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・ 香港統括会社の現状と CTC への対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・ 華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・ India: インドの税制 [61] インド物品・サービス税 (GST) の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・ Indonesia: インドネシア税務調査
- ・ Cambodia: カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・ Taiwan: 台湾の法定休日
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [24] 「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

### 2017 年 1/2 月発行 第 59 号

- ・ 2016 年下期為替市場の回顧と 17 年上期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 香港の賃金動向～2016 年の回顧と 17 年の展望～
- ・ Vietnam: ロイヤルティに関する税務上の留意点
- ・ Vietnam: 投資法の改正案
- ・ India: インドビジネス最新情報 [23] 均等化税の概要
- ・ Indonesia: インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・ Malaysia: 2017 年度マレーシア予算案における税制改正
- China: 非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

### 2017 年 3 月発行 第 60 号

- ・ 中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・ “一帯一路”構想を支える国際金融機関～IFFO にみる外資参入のチャンス～
- ・ Thailand: タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・ Vietnam: ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～
- ・ India: インドの税制 [62] 2017 年度インド予算案における税制改正概要
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・ China: 中国での会計と IFRS の動向～収益認識基準について～
- ・ Hong Kong: 香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

### 2017 年 4 月発行 第 61 号

- ・ 【みずほ銀行 (中国) 深圳支店 30 周年記念】 深圳市 30 年の軌跡と奇跡～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- ・ 企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・ Vietnam: 移転価格の新政令

- ・ India: インドビジネス最新情報 [24] インド・シンガポール租税条約の改正
- ・ Singapore: 2017 年シンガポール予算案～税制改正を中心に～
- ・ China: 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・ China: 中国税関実務～輸入申告価格の設定～
- ・ Hong Kong: 香港における事業譲渡
- ・ Hong Kong: 香港法人の資本再構築

### 2017 年 5 月発行 第 62 号

- ・ 中国自動車産業の新常態
- ・ 【みずほ銀行バンコック支店プノンペン出張所開設記念】 成長期を迎えるカンボジア
- ・ India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税 (GST) 導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・ Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・ Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・ Philippines: 日比租税条約の適用
- ・ China: 中国民法総則の要点解説
- ・ China: 中国現地法人運営の留意点
- ・ Taiwan: 統一發票の実務上の留意点

### 2017 年 6 月発行 第 63 号

- ・ アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業～2017 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・ 中国返還 20 周年を迎える香港
- ・ 重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・ Vietnam: ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・ Indonesia: インドネシア新移転価格文書規制
- ・ India: インドビジネス最新情報 [25] 一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [26] 民事執行における財産調査の最新状況
- ・ China: 企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・ Hong Kong: 香港私的有限会社の閉鎖オプション～会社秘書役の観点からの考察～

### 2017 年 7/8 月発行 第 64 号

- ・ 2017 年上期為替市場の回顧と 2017 年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 欧州との物流ハブ目指す成都
- ・ Malaysia: 法人の不動産投資に関する課税関係
- ・ India: インドの税制 [64] インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点 (前編)
- ・ Vietnam: 現地法人への出資の際の送金手続き及び留意点
- ・ Philippines: フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性
- ・ Taiwan: インターネット広告費の支払いにかかる所得税
- ・ China: 企業経営における刑事コンプライアンス及びリスク削減

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課  
TEL (852) 2102-5487

国際戦略情報部（日本）  
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）  
TEL (65) 6416-0344



#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。